

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (4) (19 . 2 定)			
日 時	平成 19 年 6 月 28 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 2 7 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	齊藤（陽）委員長、成田（晃）副委員長、千葉・成田（祐）・ 中島・山田・井川・山口・北野 各委員		
説明員	市長、水道局長、総務・財政・市民・福祉・環境・建設各部長、 総務部参事、保健所長、小樽病院事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、千葉委員、成田祐樹委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が千葉委員に、吹田委員が成田祐樹委員に、菊地委員が中島委員に、林下委員が山口委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、厚生・建設両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、民主党・市民連合、平成会、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

千葉委員

公明党の千葉でございます。この4月の選挙におきまして、市民の負託を受けまして議員に当選をさせていただきました。議員になりまして2か月ほどたちましたけれども、財政問題ですとか、行政の仕組みなど、まだまだわからないことばかりであります。しっかり勉強しながら、議員としての職責を全うしていきたいというふうに決意しておりますので、理事者の皆様にはお世話になりますが、どうぞよろしく願いいたします。

子育て支援について

それでは、質問に入らせていただきます。

初めに、子育て支援について質問をさせていただきます。

我が国では、1995年のエンゼルプランの実施以降、新エンゼルプランの最終年度2004年まで、少子化対策が講じられてきましたが、少子化の流れを変えるには至らず、2003年に次世代育成支援対策推進法が制定され、それに基づき、小樽におきましても、おたる子育てプランが策定されております。小樽市の「子育てガイドブック」も拝見させていただいたのですが、これから父親、母親になる方、また子育て真っ最中の御家庭、さらには市民の皆さんに大変見やすいものになっていると思います。

そこで、お尋ねしますが、小樽市の出生率の推移について、次世代育成支援対策推進法が制定された平成15年度も含めて、平成18年度まで教えてください。

また、その出生率なのですけれども、全国、全道に比べ、低いと思われませんが、その要因に考えられることがあればお聞かせください。

（福祉）子育て支援課長

出生率の御質問でございますけれども、合計特殊出生率の推移ということで答えたいと思います。合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものでございまして、いわゆる一人の女性が一生の間に産む子供の数というふうになってございます。平成16年の合計特殊出生率でございますけれども、小樽市におきましては0.98、平成17年が0.94、平成18年が1.04となっております。これを全国平均、全道平均で見ますと、平成16年につきましては、全国が1.29、全道が1.19、平成17年が、全国が1.26、全道が1.15と、いずれも小樽市の合計特殊出生率は、比較しまして下回っているという現状でございます。全国、全道の平均につきましては、18年はまだちょっと承知しておりませんので申しわけありませんけれども、省略させていただきます。

この減少傾向について、こういった要因が考えられるかということにつきましては、直接的には未婚化、晩婚化が進展しているというところでございます。背景的には、結婚や出産に対する価値観の変化であるとか、子育てに対する経済的な不安の増大ということございまして、少子化につきましては、ただいま申し上げたとおり、全国的な傾向でありましても、小樽市においても、さらに平均を下回る状態になっているところでございます。

千葉委員

子育ては健やかな成長を祈る親だけの責任ではなくて、地域全体で見守り支援していくことが本当に重要な課題であります。今は核家族化が進み、子育てをする母親を取り巻く環境にもさまざまな変化があります。働く女性が増え、国として次世代育成支援のための取組を推進するため、事業主に対しまして、301人以上の労働者雇用事業主には行動計画の届出を義務づけ、300人以下では努力義務とされておりまして、そこでお尋ねしますが、まず小樽市の企業について、この行動計画策定をした企業があれば、件数を教えてください。

また、産前産後休暇につきまして、市内の企業の取得状況がどのようになっているか、お示してください。

（福祉）子育て支援課長

次世代育成支援対策推進法に基づく一般企業の行動計画の策定状況についてでございますけれども、小樽市内の企業で、301人以上の義務化される企業につきましては、平成16年の事業所・企業統計調査におきまして、官公庁を除きまして、4事業所あるというふうに聞いてございます。

また、この策定状況につきましては、北海道労働局の調査におきましては、平成19年5月7日現在で、道内の301人以上の企業数が382社ございますけれども、この届出につきましては、100パーセントということでございますので、小樽市内の4事業所につきましても、策定済みというふうに思っているところでございます。

それから、市内の事業所における産前産後休暇の取得状況につきましては、大変申しわけありませんが、私の方では、ちょっと承知してございません。

千葉委員

今、企業の就業規則などもありまして、その産前産後休暇の取扱いについては、さまざまあると思いますけれども、こういう就業規則など、また産前産後休暇について状況を把握することで、小樽市としての現状を把握する、それで少子化についての市としての新たな問題点が見えてくると考えますが、いかがでしょうか。

福祉部長川次長

産休の取得状況を押さえていないということですが、今後、次世代計画あるいは我々の仕事の関連で、どのような押さえ方なり、企業に聞いていくかということで、育児休暇もありますし、どんな状況で一般の企業が進ちょくしているのかということについて、今後どのように押さえるかということは検討したいと思います。

千葉委員

ぜひ検討をお願いします。先ほど、質問をいたしました核家族化についてですが、未就学児童の家庭で結構ですので、両親と子供、また、母子家庭、父子家庭の構成比率について教えていただけますか。

（保健所）保健総務課長

保健所の方で、1歳半の歯科検診、それから3歳児の歯科検診の折に、家族の実態について調査をしております。その結果によりますと、核家族、若しくは母子、父子家庭を合わせますと全体の8割程度がそのような家庭であるというふうに認識しております。

千葉委員

今、お話がありましたように8割ということで、核家族化が非常に進んでいる、その中で子育てをして家事をこなしている母親、また、それを手伝っている父親の皆さんが、非常にたくさんいると認識しております。小樽市では、子育てについてのそういう親の不安を軽減させるために、さまざまなサービス事業があると思いますけれども、主なサービス事業の利用状況と、また、新たなサービス事業があれば教えていただけますか。

（福祉）子育て支援課長

小樽市における主な子育て支援サービスのお尋ねでございますけれども、たくさんございますけれども、何点かお知らせしたいと思います。

子育てに不安を持つ保護者へのサポートを目的といたしまして、相談事業のほか、親子の交流事業、サークル活

動支援、それから子育て支援ボランティアの育成など、さまざまな取組をしております。市内では、奥沢保育所の地域子育て支援センター「げんき」と、それから赤岩保育所に併設になっております同じく地域子育て支援センター「風の子」、この2か所で行ってございます。昨年度の利用状況でございますけれども、具体のメニューは申し上げませんが、およそ5,000組の親子で、9,800人近くが利用されてございます。それから、同じような目的でございますけれども、朝里幼稚園の園舎の一部を使用させていただきまして展開しておりますつどいの広場事業の「わくわく広場」、こちらの方も18年度は親子合わせて約4,300人が利用されてございます。それから、錢函の市民センターの方で展開してございます錢函地区の民生委員や子育てボランティアが中心となりまして、官民協働の形で週1回実施をしておりますあそびの広場事業、これにつきましては、昨年度約2,100人の親子が利用されてございます。また、一時的保育事業ということで、保護者の方の断続的な勤務、パートなど、それから入院出産等、又は育児に伴う精神的・肉体的負担の軽減といったことで、およそ1か月12日を限度としてお預かりしております一時的保育事業、これはゆりかご保育園と日赤保育所でやっておりますけれども、これが昨年度、約1,900人の児童数で利用されているという状況になっています。

それから、新しい保育事業についてなのでございますけれども、これはこの8月から実施する予定でございますけれども、休日保育事業を実施しようというふうに考えてございます。親の就労形態の多様化等によりまして、日曜日、祝日にも保育に欠ける子供がいるということで、市内の中央部の認可保育所1か所、中央保育所で実施する予定でございます。

千葉委員

今、サービス事業並びに利用状況について説明がありました。大変たくさんの方が利用されているというのも実感しております。一昔前と言えるかどうかわかりませんが、「産後の肥立ち」ということで、出産後、普通は実家に帰省をすとか、また、母親が自宅に来て、身の回りの世話をしてくれ、体力の回復をしながら子育てをしてきました。今は核家族化が増えまして、産後、手伝いをしてくれる身内が自宅近くにいないとか、また、先ほどお話のありました晩婚化に伴って、子供を産み育てる年齢が上がっているということで、同時にその親の年齢も上がり、手伝いをお願いできない方が大変増えているということを知っています。

小樽市では、実家に帰省しないなどの理由で、出産後、自宅で子供と母親のみで日中生活を始める家庭はどのくらいの比率か、わかれば教えていただきたいのと、また、子育てに関する悩みを相談する相手先というのはどのようになっていますか。

（福祉）子育て支援課長

出産後の退院後、自宅に戻られても、どなたの支援も受けられない親子という部分での数の押さえですけれども、こちらの方は把握していない部分でございます。

また、こういった方々の相談の窓口についてでございますけれども、先ほど取り組んでおります主な子育て支援事業の中で紹介いたしましたけれども、地域子育て支援センターの中でも相談を受けてございますし、「わくわく広場」、それから「つどいの広場」におきましても、そちらへいらっしゃった折に、それぞれのスタッフが相談を受ける体制になってございます。

千葉委員

今、お話があったように、自分の子育てについて悩みを相談する相手先ということで、市のおたる子育てプランの中でも、これはアンケートの結果が出ていたのですが、そういう公共の施設、サービス事業に対して相談する方もいらっしゃるのですが、ほとんどの方が配偶者であるとか、その他親族、親、兄弟ということで、比率はそういう方々で60パーセントぐらいを占めているということでありました。

出産後というのは、妊娠中に分泌されていたホルモンのすべてが一気に体外に排出されるということで、ホルモンのバランスが急激に変わると言われています。この変化が自律神経に影響を及ぼして、よく聞かれたことがある

と思うのですけれども、マタニティーブルーという症状が現れるそうです。日中相談できる人が身近にいないとか、また、生後間もない乳幼児を連れて外出はできないなどの子育てについての悩みは、本当にさまざまなのですけれども、このような母親に育児や家事を支援する制度を充実させる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

（保健所）健康増進課長

産後うつ病の把握ということなのですが、平成16年度から道が主体となって実施しております周産期養育者支援保健・医療連携システム整備事業というものを保健所でも行っております。内容につきましては、幼児虐待防止を主に目的とした事業でありますけれども、主に産婦人科病院等からの情報等により、問題がありそうな家庭に対しまして、保健師等が実際に家庭の方に行きまして訪問指導を実施しているところであります。実績といたしましては、平成17年度18件、平成18年度24件、平成19年度 8 件、以上が保健所で把握しているところであります。

千葉委員

今、件数についてお話があったのは、非常に少ないと感じているのですけれども、授乳などで寝不足になっている母親にとって、出産直後のホルモンのバランスが非常に崩れやすくなっているというのが重なりまして、出産後というのは、体力的にも精神的にも不安感が大きく募る時期でもあります。今、行政で行われているサービスで、本当にさまざまな支援活動が行われていますけれども、ある産婦人科の調査によりますと、このいわゆる一過性のマタニティーブルーと言われるものは、出産後 3 か月以内で何かしら感じたことがあるというデータもありました。これが、今、問題になっています本格的な産後うつへと発展していくそうであります。先日、実に産後うつというもの、10パーセントから20パーセントの頻度で生じているとの新聞報道がありました。子供の健やかな成長を望むのであれば、母親の体力、精神的健康も不可欠であると考えます。このような実態をどのように受け止められておりますか、考えをお聞きしたいと思います。

保健所長

一般的に、3割前後がそれなりにそういう妊娠を経過した後、精神的な変動だとか、いろいろな問題があるというふうに言われています。それに対してどういうふうに支援できるかというものでは、今、健康増進課長が答弁しましたけれども、その辺が将来にわたって1歳、2歳育児ノイローゼとか、そういった部分を経過しています。それが非常に社会的な問題と考えられております。それに対してどういった支援ができるか、保健所ではそういう孤立化した母親、またいろいろ問題を持つ、愁訴を持つ母親を集めて、いろいろと母親同士のコミュニケーションを図るとか、保健師がそこに加わっているいろいろなそういうことをこれまでやってきているのですけれども、たぶんそれだけでは今後の時代に対応できないだろうというのは考えています。そういったことで、今後、もう少し子育て支援課、福祉部との連携の中で、よりいい結果が出るような対策を考えていきつつあります。今後をぜひ見てください。

千葉委員

本当に小樽市では先ほどもいろいろなサービス事業がありまして、その中に一時保育事業制度がありますけれども、これは保育所に子供を預けることで、母親の身体的、精神的な不安を解消する、軽減をするというすばらしい制度だというふうに私も思っているところなのですが、今、ほかの自治体では、産後のヘルパー支援制度というのを設けて実施をしている自治体があると聞いております。これは、出産後、子供を預けるのではなくて、母親自身が子育てをしながら、周りに付随するいろいろな負担、例えば家事だとか掃除・洗濯、日用品の買物など、それを支援する制度だと聞いております。この制度については、どのように把握されておりますか。

（福祉）子育て支援課長

今、委員がおっしゃっております制度につきましては、育児支援家庭訪問事業ということで、国の方で支援されている事業だというふうに思います。子育てや育児について気軽に相談できる相手であることであるとか、それから行った先で訪問型の支援、家事、育児の支援をするという事業メニューになっておりまして、実施主体は市町村

がするという形になっております。ただ、小樽市におきましては、まだそこまで実際の事業の取組といった部分が検討されているというか、しつとあるところでございます。これよりも先に、いわゆるこういった育児不安に陥って、ノイローゼといいたまうでしょうか、精神的に不安定になっている親をどのように見つけるかというか、業者の方へつなぐかということでの仕組みづくり、これらが先にあるのかというふうに思っております、先ほど申し上げた地域子育て支援センター事業の中での取組の拡大など研究してまいりたいというふうに思っております。

千葉委員

今、言った産後の支援活動を自治体で取組をされているという質問をしたのですが、小樽市と似たような人口状態、14万人の刈谷市というところでは、その派遣対象はさまざま自治体によって違うのですが、例えば出産後、退院して1か月とか2か月の間、回数もそれぞれありますけれども、本当に母親が体調不良のため、家事や育児が困難であるとか、先ほど言った昼間、育児を行う人が、家族が近くにいないとかということでサービスを行ってまして、内容につきましても、食事の支度とか、衣類の洗濯、部屋の掃除など、さまざまあるサービスなのです。私がすごく考えますのは、今、悩んでいる親を手助けするというのが先決だというお話がありましたけれども、この育児に対する悩みとか、産後うつというのは、本当に出産後すぐに症状が現れるということもありまして、早期発見が非常に大事だという話も伺いました。このサービスを導入することによって、母親の出産後の選択肢が増えると考えますし、母親自身が子育てをしながら、そういう一時的なホルモンのバランスが崩れるために起こるマタニティーブルーとか、産後うつに発展しないためにも、この産後ヘルパー制度というのはぜひお願いしたいというふうに思っています。これは母親のみならず、その後の子供の成長にも大きくかかわることだと考えられますし、小樽市のさらなる子育て支援、政策充実のためにぜひ前向きに検討していただきたいと思っておりますが、御見解をお聞かせください。

福祉部長

今、出産直後からの母親の育児、子供を育てる上でのいろいろな悩み、そしてうつになる方というお話もありました。具体的に今、私どもの子育てプランには、具体的にここまでの明確な位置づけというのはないのですが、基本的には乳幼児から就学前まで、子育てにはいろいろな悩み、相談があるということで、そういった取組をしていかなければならないということもありますので、そういった中で総合的に考えていかなければならないことでもあります。ただ、子供が生まれて3か月ですよね。そういった問題、実は私も娘の子供が生まれてまだ1か月で、今、一緒に生活していますから、娘が夜中も眠れないとか、大変気持ちがいらいらするとか、私も子供を2人育てた体験があるので、かなり前ですので、現実にもそういうことを見ていると、やはり精神的にいろいろな負担がかかっているということは、私もつぶさに見てよくわかります。そういったことで、他市の取組ということで、今、御紹介がありましたけれども、そういったことをどこまで小樽市として取り組むことができるのか、その辺は子育てプランに基づいて、今後の中でこういう展開が可能だということは、他市の取組はどのような内容をやっているかということも十分調べまして、小樽市としてどこまでそれが可能かどうかという部分も十分検討していきたいと思っております。

千葉委員

今、お話がありましたが、各自治体では、利用料を取って実施している地域もありますし、また、7万人程度の都市では、今年度から無料でスタートさせるところもあるということで、ぜひ検討をお願いしたいと思います。子育て支援というのは、やはり国や自治体の大きな役割であると思っておりますし、小樽市においても、子育てプランが母親の周りにあるさまざまな負担に対して支援をする、より実効性が伴った質の高い子育て政策が推進されますよう期待をして、この項の質問を終わらせていただきます。

視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業について

続きまして、平成18年度の厚生労働省の補正予算、障害者自立支援対策臨時特例交付金について、お尋ねします。

この交付金でありますけれども、各市町村では、障害者自立支援対策臨時特例交付金の趣旨に沿った福祉政策を立てて、その政策を都道府県に申請し、補助を受けて事業を実施するという形ですけれども、小樽市の計画はどのようになっているか、お聞かせください。

（福祉）地域福祉課長

いわゆる基金事業というものに対して出す計画なのですけれども、現在、1次計画というのをまず出しております。その中身的に申しますと、今回、補正予算の方でも出させていただいております事業運営円滑化事業、それから通所サービスの利用促進事業、就労意欲促進事業、これらについては必須事業ということですので、1次計画の中でも出しております。そのほか、必須事業といたしましては、デイサービス事業等緊急支援事業、それから進行性筋萎縮症者療養給付事業受給者に対する激変緩和措置というのがございますけれども、これにつきまして、デイサービス事業と緊急支援事業については、小樽市においては、該当する事業所がないということで、道の方に報告しております。それから、進行性の、いわゆる「筋ジス」の激変緩和措置なのですけれども、これについては、小樽市としては該当者1名という中で、当初予算の中でのみ込めようということ、道の方には報告しております。そのほか任意事業が幾つかあるのですけれども、それにつきまして、1次の計画では道の方から示された市の交付上限額、それにのっとった事業をやっていきますという、具体的な事業を出せという形、できないという形なものですから、一応事業をやる見込みですという計画を出しています。それに対して今度、2次計画ということで、1次で示されました交付上限額をもう一度見直しましょう、任意事業を中心にもう一度見直しましょうということ、現在、道の方とも調整しながらやっているところです。主な事業と申しますか、任意事業については、障害児を育てる地域の支援体制整備事業とか、障害者自立支援法の円滑化事務等特別支援事業あるいはオストメイト対応トイレの設備緊急整備事業、あと視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業とかございまして、ただ、中身的にまだどこまで対象になるのかが見えてきていない部分もありまして、その辺、道の方とも調整しながら、現在、細部を練っているという状況でございます

千葉委員

今のその補助対象事業の中で、視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業についてお話があったのですが、それに関してお聞きしたいと思います。この整備事業というのは、特例交付基金の緊急的な経過措置に位置づけられまして、その他の施行に伴い、緊急に必要な事業の一つとして組み込まれています。この視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業の役割について、考えを聞かせていただきたいのと、また、この事業の補助対象経費とか、また、補助金額について教えていただけますか。

（福祉）地域福祉課長

今、御質問の視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業の中身といたしましては、視覚障害あるいは聴覚障害を持っていらっしゃる方の情報支援の基盤整備ということなのですけれども、具体的に申しますと、公的機関、簡単に言うと役所という形になるのかと思うのですが、そこの窓口業務を円滑に進めるために必要な情報支援機器ですとか、ソフトウェアを整備する、それについて国、道から補助金が入ってくるというものでございます。緊急的にやらなければならないということで今回位置づけられたということで、私が考えますところでは、やはり視覚障害の方とか、聴覚障害の方というのは、いわゆる役所とか、あるいは病院とか、銀行なんかもそうだと思うのですけれども、一回受け付けをして、「何々さん」とか、「何番の札を持っていらっしゃる方」とかという呼出しの方式が結構多くなってきているのですけれども、聴覚障害の方はそういうのは聞こえないとか、あるいは視覚障害の方なんですと、窓口においてパンフレットというのですか、そういうものを読むことができないとか、そういうバリアフリー化がまだ徹底されていないということがありますので、そういうものについて、緊急的に整備しましょうというのが趣旨ではないかというふうに考えております。

それで、先ほど申し上げました1次の交付の上限額では、小樽市は100万円ほどということで来ておりまして、こ

れにつきましては、100パーセント補助という形になってございます。

千葉委員

今のお話にもありました視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業の対象品目には幾つかあるのですが、平成15年4月から日常生活用具の指定品目となっています視覚障害者用活字文書読み上げ装置について、どのようなものか教えてください。

（福祉）地域福祉課長

視覚障害者用活字文書読み上げ装置というものののですが、大きく分けると、二つのタイプというふう考えております。従来からあったタイプといいますか、結構古いタイプといいますか、そういうのは、印刷物というか、そういうものをスキャナーで読み取りまして、それをパソコンなりにつなげて、パソコンの音声で読み上げるというようなタイプが一つございます。わりと新しく出てきたタイプというのは、音声コードを読み上げるタイプでございまして、この音声コードによって読み上げるタイプというのは、読み上げる装置というのがあまり大きくないということで、そちらの方がスキャナーで一々読むというようなことが要らない部分、使い勝手がいいのかというふうに思うのですが、ただ、どちらにも長所、短所それぞれあると思うのですが、この音声コード読み上げの方については、例えばこういう紙に文章を書きまして、それを読み上げるためにコードというのをつけないといけない、バーコードみたいなものなのですが、ただ、それをペーパーにつけないといけない。そういう文書でないと読み上げることができないということですので、文書をつくる方がそのコードをつけるということを徹底しないと、読み上げ装置だけ持っても、宝の持ちぐされという言い方がいいかどうか分からないのですが、読み上げることができないという現実があるのかというふうに思っています。

千葉委員

今、活字文書読み上げ装置についてお話もありましたが、私も実際に見させていただきました。やはり視覚障害者の方というのは、情報を知る手段というのは、点字や音声になっていると思うのです。一応ここでちょっと伺いたいのですが、小樽市の視覚障害者は、今、何名で、また、点字が理解できる方はその何割ぐらいでしょうか。

また、今、読み上げ装置について質問したのですが、現時点で視覚障害者の方で何名ぐらいの方が持っていられるか、わかれば教えていただきたいのですが、お願いします。

（福祉）地域福祉課長

視覚障害の方の数なのですが、平成19年5月末の身体障害者手帳の数字でいきますと、457名というふうになってございます。点字のわかる方の割合といいますか、人数なのですが、ちょっと押さえきれない部分があるのですが、例として小樽の視覚障害者福祉協会の会員は55名なのですが、そのうち点字のわかる方は30名ぐらいというふうになっておりまして、それでいきますと54パーセントぐらいの方が理解できるということなのですが、この協会の会長から伺っているお話ですと、点字のわかる人はこの会員以外に数名程度だろうというお話なので、そうすると仮に点字のわかる人が会員以外でも10名いたとして40名ぐらいとなると、手帳の数の457名からいくと、八、九パーセントという感じかというふうに思っております。

読み上げ装置を持っていらっしゃる方の数も、ちょっと正確な数字の把握はできておりません。というのは、私どもの、先ほど委員がおっしゃいました日常生活用具の方を利用される方もいらっしゃいますし、利用されない方もいらっしゃるという現実があるものですから、正確な数字ということではないのですが、やはりこれも視覚障害者福祉協会の会長のお話ですと、もう既に20名近くの方は持っているのではないかと伺っています。

千葉委員

今、お話がありましたけれども、点字がわかる方というのは、全国的に見ても1割ぐらいということを伺いまし

た。先ほど、SPコードについてお話がありましたけれども、この切手大の大きさのコードに、800字の文字が記憶されるということで、これに今言ったこのぐらいのコードの機械があるのですけれども、このような機械をこのコード、ここがちょっとそういうコードがついているという、さわればわかるようになってはいるのですが、それに当てることによって、この文字が音声をして話し出すという機械でありまして、非常に今、情報が文字で主流になっている社会の中で、私自身は視覚障害者にとっての有効な情報手段であるというふうに考えています。情報バリアフリーといろいろ言われておりますけれども、その観点からも導入に取り組まなければならないということを感じますが、考えをお聞きします。

（福祉）地域福祉課長

一つには、視覚障害の方がその読み上げ装置を持つ割合というのを高めていかなければならないという、その辺につきましましては、日常生活用具等の制度をPRしていこうと、そういうことでやっていかなければならないというふうに考えています。

もう一つ、音声読み上げコードをつけないければならないという問題がございまして、これにつきましましては、無料でダウンロードできるのもあるのですけれども、ちょっと精度が落ちるようなことも伺っておりまして、今、そのためのソフトを購入しながら、文書にコードをつけていくということに努めていかなければならないというふうに考えています。先ほど来お話のありました今回の特例交付金の中でも、認められているということで、現在、庁内で、視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業で何をどうやっていくかということをお話し合っている最中なのですが、当然その中の一つの取組として、この音声コードによる文書読み上げ装置を市でも導入していったらどうかという検討は進めていくと思います。

千葉委員

先ほど、こういうすばらしい装置があったとしても、環境が整っていなければ、宝の持ちぐされというお話がありましたけれども、そういう機械になってしまうと実感しますし、その機械の装置の割合を増やさなければならぬというお話もあったのですが、その前にそういう環境を行政としても整えていかなくてはいけないというふうに感じています。

各地方自治体で、さまざまなこのコードについての取組が行われていまして、四日市市なのですが、納税通知書にこのコードが付されているとか、また、市営制度の契約重要事項の説明書にも、このコードが導入されているとか、先ほど銀行というお話がありましたけれども、銀行協会におきましても、キャッシュカードとか、通帳等の盗難紛失の連絡先をきちんと一覧表にして、SPコードを採用しているという実態もあります。国におきましても、先日、選挙公報の音声化を次の参議院選挙から、比例代表選挙を対象に実施する方針を総務省が示したことが、新聞でも報道されています。この件については、どのように把握されておりますか。

（福祉）地域福祉課長

申しわけないのですが、把握していません。ただ、考え方としては、もうそういう時代になっているといえますか、バリアフリーがさらにもう一歩進んで、バリアを取り除くのではなくて、そもそもが健常者も障害を持った方も同じ条件でという時代の流れになってございますので、こういう意味では、こういったものをどんどん進めていかなければならないということでは考えてございます。

千葉委員

視覚障害者とか、聴覚障害者の皆さんに、的確な、正確な情報が伝達できるよう、装置を配備するための大切な予算であると思います。小樽市が障害者計画で掲げております機会均衡な社会づくりとか、ノーマライゼーションの社会の実現を一歩でも早く実現に向けて前進するよう、特にこのSPコードの導入につきましましては、情報バリアフリーの観点からも、早急に取組をお願いします。

ロードヒーティングについて

続きまして、ロードヒーティングについて質問をさせていただきたいと思います。

私も、選挙期間中にさまざまな支援者の方から、ロードヒーティング設置について、御要望なり御意見を伺いました。小樽というのは、「坂のまち小樽」ということで、夏の期間というのは本当に風光明媚なまち並みをしておりますけれども、一転してそれが冬になりますと、車とか、通行人にとって非常に危険な坂道になっております。

そこで、お伺いします。現在、小樽市内で、国道、道道、市道の中のロードヒーティングの設置箇所数と総延長数について、管理路線別にお示しください。

（建設）雪対策課長

国道、道道、市道でのロードヒーティング設置箇所数と総延長についてであります。国道につきましては、国道 5 号、国道 393 号、総延長で 4.8 キロメートルとなっています。道道につきましては、小樽環状線、天神南小樽停車場線、小樽石狩線、銭函インター線、小樽定山溪線、中央通で、総延長 7 キロメートルとなっています。また、市道につきましては、設置箇所数 218 か所、総延長につきましては、13.3 キロメートルとなっているところです。

千葉委員

先輩議員にお聞きしましたら、市民からのロードヒーティングの要望はいまだに多いけれども、基本的には新たなロードヒーティングが行われていないとのことでした。その理由について、改めてお聞きしたいと思います。

（建設）雪対策課長

新たなロードヒーティングが行われない理由ということでございますけれども、小樽市では、スタッドレス化に伴いまして、1 期、2 期計画のロードヒーティングについては整備を終えております。また、その後、道路構造の変化や道路の種類、沿道土地利用等の道路の重要性を考慮しまして整備を行っているところであります。

なお、小樽市のロードヒーティングにつきましては、整備後 20 年以上経過した箇所も多く、今後、施設の更新に多大な費用がかかることや維持費も増大していることから、新たなロードヒーティングにつきましては、難しいと考えております。

千葉委員

今、さまざまな理由がありまして、その中に、財政的な理由もあるという受け止め方をさせていただきました。参考までにお聞きしたいと思いますけれども、ロードヒーティングにかかるランニングコストとイニシャルコスト、標準的にどのぐらいの費用かということをお教えいただけますでしょうか。

（建設）雪対策課長

ロードヒーティングにかかるランニングコストとイニシャルコストについてでありますけれども、維持費につきましては、電気料がほとんどを占めております。降雪量にも影響されますが、過去 4 年間で申し上げますと、1 平方メートル当たり 3,200 円から 3,900 円となっております。年間で申し上げますと、1 億 4,000 万円から 1 億 7,000 万円程度となっております。

また、道路の状況や設備の内容によっても異なりますが、設備の整備費につきましては、1 平方メートル当たり 8 万円から 9 万円、道路改良を含めると約 10 万円かかるということになっております。例を挙げますと、幅員 5.5 メートル、延長 30 メートルで試算しますと、約 1,300 万円かかるようになっております。

千葉委員

いずれにしても、冬の坂道は大変危険であるということで、車も人も、とりわけ小樽は高齢者が多いということで、冬道は大変な生活苦になっておられると思います。ロードヒーティングにかわる坂道対策について、今日までの対応と今後の坂道対策について、改めて見解をまとめておきたいと思っておりますのでお答えください。

（建設）雪対策課長

ロードヒーティングにかわる坂道対策であります。砂散布路線の増強、また砂箱の設置、平成 15 年からは市民

の砂まきボランティアによる砂散布、またペットボトル入りの砂を市民に配布するなど、坂道対策についてはさまざまな工夫に努めているところでございます。また、今後につきましても、これらを確実に図るため、努めてまいりたいと考えております。

千葉委員

市営住宅について

次の質問に移らせていただきます。

市営住宅、それに関連して、福祉部にもお尋ねします。

初めに、今、小樽築港地区に新しく道営住宅が建設されて、若竹団地から順次住み替えが進んでおりますけれども、今の道営住宅の建設状況と住み替えの状況について教えていただけますか。

（建設）建築住宅課長

道営築港団地の建設状況と住み替えということでございますが、道営築港団地は国道沿いにございます道営若竹団地の建替え事業としまして、平成16年から事業を開始してございます。工事は3棟に分かれてございまして、小樽側からA棟、B棟、C棟となっておりまして、AとBの二棟は本年度完成しまして、本年度より住み替え入居してございます。残っています札幌側のC棟は、現在工事中でございまして、北海道に確認しましたところ、年内に完成の予定で、住み替え入居は12月から来年の1月ぐらいということで予定していると聞いてございます。

千葉委員

小樽市公営賃貸住宅ストック計画によりますと、道営若竹団地は平成20年度に事業主体の変更をして、市営住宅として管理をすると計画されております。この若竹団地の耐震工事も含めた改築工事のスケジュールとそれにかかわる総額予算、入居までのスケジュールについて、わかる範囲でお答えください。

（建設）建築住宅課長

若竹団地の耐震工事も含めた改築工事のスケジュール、それと予算と入居までのスケジュールと、三つの御質問でございますが、まず、工事のスケジュールにつきましては、国道沿いに3棟建っておりますけれども、小樽側から1号棟、2号棟、3号棟となっております。現在、道営住宅で入居者がございますが、住み替えせずにそのまま残る入居者の方が10数世帯いるということで聞いてございまして、それらの入居者の方を小樽側の1号棟に集約しまして、初めに2号棟から着手したいと考えてございます。平成19年度は耐震補強と住宅のリニューアル、改善の調査・設計を予定してございまして、20年度は道営から市営に変わりますので、事業主体変更を行いまして、1階に店舗や事務所の区分所有者が入ってございまして、その方々との協議を進めまして、平成21年度から工事に着手する予定でございまして、

総額の予算ということでございますけれども、今年度の調査、設計をする中で、耐震補強の工法とか、改善方法を決めていくことになるものですから、現在のところはまだ未定でございまして、

入居までのスケジュールについてでございますが、今ほど申し上げました工事が完了する平成22年度中には、入居開始ができるように進めてまいりたいと考えてございます。

千葉委員

次に、当面する市営住宅の改善策について、3点お聞きします。

まず、第1点目は、問題になりましたアスベスト対策の現状について。

そして、第2点目に、法律で義務づけられた家庭用の火災報知機の設置の現状について。

3点目に、今、「地デジ」と言われておりますけれども、地上波デジタル放送への対応について、以上この3点について見解を求めておきたいと思っております。

（建設）建築住宅課長

3点ございましたが、まず、アスベスト対策の市営住宅の現状ということですが、平成17年度に吹きつけ

アスベストの使用についての調査を行いまして、最上 A 改良住宅と稲穂改良住宅の二棟で、使用が確認されました。この 2 か所につきましては、空気中濃度測定を行い、安全を確認しまして、平成 18 年度に除去工事を行いまして完了しているところでございます。

次に、家庭用火災報知機の設置の現状ということでございますけれども、これは消防法の改正を受けまして、平成 23 年 5 月 31 日までに設置が義務づけられてございます。市営住宅につきましては、平成 19 年度から 22 年度までの 4 年間で順次設置していく予定でございます。なお、取りつける場所は寝室と階段のところとなっております。

それと、3 点目の地上波デジタルの対応ということでございますけれども、地上波デジタル放送は、平成 23 年 7 月にアナログ放送が終了となります。デジタル波自体は平成 18 年から札幌波が送信されていまして、今年の秋には小樽波が送信開始の予定であります。このことから、電波障害に対応するための共聴アンテナというのがございますが、その範囲がデジタルによって変わる可能性があるため、その範囲の確認などの調査を予定しております。また、市が共有のアンテナを設置しています 3 階建て以上の市営住宅、屋上に建てて各部屋に配信しているのですが、これは市の施設でありますので、調査により、平成 23 年 7 月までに改良が必要な場合は対応していく予定であります。ただし、デジタル対応型テレビとかチューナーの各入居者の方の持ち物については、入居者の方が個別に購入していただくことになります。また、平家建てや 2 階建ての長屋形式の住宅がございますけれども、今ほど申し上げました共聴アンテナで配信している地区が一部ありますので、そういったところは市が対応いたしますけれども、ほかは各自が個別に屋根に設置している状況になっておりまして、これは各自がそれぞれ対応していただくということで、予定はしてございません。

千葉委員

特定目的住宅について

続きまして、関連して福祉部にも何点が質問をします。

内容は、特定目的住宅の件ですけれども、この特目住宅に入居希望者が大変多くて、なかなか入居が難しいという状況が続いていると伺っておりますが、ここ 3 年間の入居待機数と入居状況についてお知らせいただきたいのと、あわせて一般入居者と比較して、この特定目的住宅の戸数割合というのはどのようになっていますか。

（福祉）地域福祉課長

特定目的住宅の 3 年間の待機と入居の状況という御質問かと思っておりますけれども、最初に待機者数ということなのですが、現在、特定目的住宅にあきが出たら、そのあいているところに対して募集をする形になっておりますので、待機というような形での押さえはしてございません。

あと、入居の方につきましては、16 年度募集戸数が 34 戸、これに対しまして申込みが 424 件、入居が募集と同じ 34 戸ということなのですが、このうち 2 戸については、結局辞退が起きまして、繰り上げて入る方もいらっしゃらないということで、16 年度については、実際に入居された方は募集 34 戸に対して 32 戸でございました。17 年度につきましては、募集が 38 戸、申込みが 399 件、入居の方は募集と同じ 38 戸となっております。18 年度につきましては、募集が 20 戸、申込みが 445 件、入居は募集と同じ 20 戸となっております。

（建設）建築住宅課長

市営住宅を管理していますのは建築住宅課ですので、私の方からお答えします。一般住宅と特定目的住宅の戸数割合ということですが、管理戸数の合計は現在 3,612 戸でございます。そのうち、特定目的住宅は 1,040 戸となっております。戸数の割合は 28.8 パーセントとなります。

千葉委員

今、募集の割合でお話もありましたけれども、非常に倍率が高いということを実感いたしました。特定目的住宅といいましても、基本的には住宅政策の一環であると考えられます。今後の若竹団地の市営住宅移管に伴って、特定目的住宅の戸数の見直しも必要になってくると考えられますけれども、この特定目的住宅の今後のあり方も含めて、

戸数の拡大を求めてまいりたいと思いますが、よろしく願います。

（建設）建築住宅課長

特定目的住宅の戸数の拡大見直しということでございますけれども、平成14年度に見直しを行ってございまして、住宅行政審議会にかかりまして、最終目標としまして、総数に占める割合が3割程度の水準まで上げていく方針を固めてございます。先ほど申し上げましたように、ちょっとそれに満たない現状があるのと、今、地域福祉課長から申し上げたように、倍率も上がっているということから、現在、総数に占める割合を3割になるようにちょっと見直しを行いたいということで、作業を進めているところでございます。なお、若竹団地につきましては、事業主体変更後、市営住宅になった後には、3割を特定目的住宅で予定したいと現在のところは考えてございます。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

山口委員

私は、一般質問の中で、全般的にこの小樽のまちの戦略について、ずっと議論させていただいておりますけれども、御存じのように、今もいろいろお話がありましたけれども、あれもやりたい、これもやりたいと、要望は市民の中でいっぱいあるわけです。しかし、昨今のこの財政状況の中でやれることは、非常に限られていて、例えば、普通建設事業費もここ10年で100億円規模から10億円に落ちてしまった。そういうふうにして、大変窮屈な財政運営になっているということです。直近の課題というのは、もうずっとこの私が議員にならせていただいて以来、財政の再建というのは、言ってみるなら最重要課題だということです。

市長も、今議会、3期目の冒頭で提案説明をされましたけれども、その中で、第1は財政再建のことをおっしゃってございました。しかし、基本的に、皆さん御存じだと思いますけれども、税収にしましても、10年で37パーセント市民税が落ちているわけです。法人市民税も31パーセント落ちているわけです。トータルで15パーセントも落ちているわけです、交付税も削られている。どうやって自治体財政をやっていくのかということです。もう一つは、経済にそれなりの余力があって馬力があれば、税収が上がっていくわけですが、ここの数字が皆落ちているわけです。要するに、経済がどんどん地域で縮小しているということです。そのことを私は一般質問の中で、たまたま2月に北海信金と小樽信金を中心になって、信金総研から一定の調査・分析、数字を含めて、それを基にしたいわゆる将来予測みたいな数字を大変ショッキングな数字で出されたものですから、このままいけば、もっと大変になります。どういう手を打つのですかという話をずっと私はやらせていただいているというふうに思います。実際に、本当に、例えばかつて商都小樽とって、卸にしても小売にしても全道シェアでは、もう戦前まででしょうけれども、戦中の統制経済以前までは、大変な隆盛を誇っていたわけです。戦後になって落ち続けて、もう斜陽どころか、全道の中でもいわゆる商業都市と言えないぐらいの規模になってしまっているわけです。

ただ、問題は、私が言うのは、基本的に何を看板にして、このまちはやっていくのかという戦略を、きちんと予算措置も含めて、これは手当てしていかなければいけないわけです。どこが伸びて、どこから税収が上がってくるかという、その戦略ですよ。それをやらないで、財政再建はリストラばかりやったら、市民が希望を持てないわけですから。その戦略をどう立てるかという議論を私はさせていただいたと思っているのです。

それで、私は観光のことばかり言うかどうか分かりませんが、観光というのは、基本的にすその広い、幅広い産業にならなかつたら意味がないわけです。観光客が来て買物をして、ただ帰っていくというだけではだめなのです。

例えば、今、一般質問で申し上げませんでしたけれども、今日も質問するつもりはありませんけれども、例えば市内の建設事業は将来予測によっては、15パーセント以上落ちると言っているのです。私はもっと落ちると思います。公共事業はないわけですし、民間はみんなほとんど大手に持っていかれているわけですから。市内の住宅というのは、市内の業者が建てるよりも、大手の住宅メーカーが建てる割合の方が多いのではないですか。結局、この

市内に所得が残るような構造になっていないわけですから、それをいかにするかという工夫がないと、将来とも基本的には税収は上がってこないということになるのです。住宅産業というのは、私は、物すごく大事だと思えますけれども、それをいかにつくっていくか。今、公営住宅の話にもありましたけれども、限られた財源の中でやるしかないわけですから、かつてのように大規模にどんどんやっていくわけにはいきませんね。

これは、いろいろできるのです。ここに住みたいという方の需要を掘り起こしていくということを、どういうことをやってきたのかということ。私は、やりようはあると思います。市内の不動産業者が市内で募集してもなかなかニーズのないところが、例えば東京、大阪で募集すれば、ニーズが出てくる可能性もあるわけです。そういうふうな情報を流して、まずは一定のシステムをつくって、戦略的にそういうことをやるというようなことも含めてこれからは考えていかなければいけない。定住していただくということだけではなくて、例えばセカンドハウスとしてお求めになるような需要もこれから出てくるわけです。そういうことに対しても、私は一定の戦略を、特にまちづくり推進室とか、建設部の方と企画政策室もここにいますから、総務部の方で、連携をとって政策的にやっていく必要が、私はあると思います。

景観計画について

この点については、私は今お答えをいただこうと思っておりますが、いずれにしても、今回、国の景観法に基づく景観計画については、非常にいいお答えもいただきまして、市長の方も所信表明の方で相当な決意を具体的に述べられたと思いますが、そういう意味で、この都市の姿を、まず先人に残していただいたこの歴史資源、近代化遺産も、このまちの特徴として生かして、それを観光という産業に結びつけて、そして外からの投資を呼び込んで経済の再生につなげていくという戦略を、言ってみるなら市長がこの3期目でそれを重点にやっていこうという決意を示されたのではないかと。そういう中で、この小樽の景観を守って、まず育てていく、新たな景観形成も視野に置いて行政を進めていくという、そういうふうな政策を新たに立てられたのではないかと、これは今議会だけではなくののですけれども、ここ近年、そういうふうな姿勢を示されておやりになっている部分については、私は大変評価をしたいというふうに思っております。

旧手宮線についても、取得を決意されて、当初1億9,000万円と言われていましたけれども、値切られたのかどうか分かりませんが、実際1億7,600万円と、大変私は安く、安いかどうかは評価が分かれる分かりませんが、実際、寿司屋通りのところから中央通までを、新谷市政のときにJRから取得しておりますが、これは6,200平方メートルぐらいですか、その取得金額が1億3,000万円ということですから、今、お求めになったところは1万6,000平方メートル以上ですよ。それを1億7,600万円ですから、地価は大分下がっておりますけれども、ある意味では妥当な金額ではないかと思うのです。この財政が非常に悪いときに、そういう決意をされて、お答えになったように、特別景観形成地区を旧手宮線沿線のところまで広げられた。なおかつ今回、景観計画の中で、景観重点地区ですか、それに指定をされるような意向も示されました。

私は、肝心なのは、こういう行政の決意、姿勢を民間が受け取るのに、ただいいことをやっているではだめなのです。歴史価値として皆が認めているものを、いかに経済資源、経済価値として、価値を、言ってみれば広めていくかというか、認めていただくかということです。それにつながるような施策を打っていかないと、意味がないわけですから。お金ばかりかかるわけですから。そういうことについては、一定の意図を持ってやる必要があると思うのです。例えば、既存の、新谷市政のときに、いわゆる買われた中心地区の旧手宮線については、整備も暫定整備ということですが、あれだけ整備をされましたけれども、「雪あかりの路」でも会場として使われておりますけれども、観光資源になっているかという点、これはまだなっていません。例えば、あの辺の周辺地区の例えば土地利用が変わったとか、そういう事例でいったら、喫茶店が1軒できたり、つい最近、飲み屋というのですか、ちょっとしゃれたといったらおかしいけれども、そういうのができましたね、その程度なのです。あの古いままがいいという人もいますけれども、土地利用が変わって、ある意味では皆さん、外から来る観光客が期待をするような景観、

小樽らしい景観が再現をされていくようにならないと、これはいわゆる私たちが期待をするような、また、市長が期待をされるような新たな小樽の観光の拠点、宿泊率を上げていくことにつながるような、そういうものになっていかないわけですから。そのところを私は、例えば旧手宮線を取得した後の計画についても、相当慎重に、インパクトがある、ある意味ではもっと端的に言うとニュース性があるといえますか、新聞記事に書いていただけるようなということですかね。そういう計画でないと、通り一遍の事業では、これはインパクトがないわけですから、土地利用にもつながっていかないことになりますので、相当慎重にというか、議論を重ねて、黙ってやらないようにしてほしいのですけれども、私たちも意見を言いますので。

それについて、まず、これからどういうふうに進めていくのか。まだ、お金がないから、やりようがないということかもわかりませんが、取得したら何かしなければいけませんね。その辺はわかるところというか、お答えできる範囲で結構ですから、どういうふうに進めようとしているのかを、まずお答えいただきたいと思います。

（建設）まちづくり推進課長

旧手宮線の活用ということにつきましては、市長の今期のマニフェストにも旧手宮線跡の活用ということで、市長みずから表明されていますので、我々も重点的に取り組んでいこうというふうにしてございます。委員からお話がありましたとおり、旧手宮線というのは、貴重な近代化遺産ということでもありますし、また、市民にとっても貴重な財産ということでもあります。さらには、中心市街地と新博物館、手宮地域とを結ぶ重要な路線であるというようなことでもありますので、この整備計画の策定につきましては、まちづくりにとっては重要な課題になるというふうにご覧いただけます。したがって、3月に取得しましたこの区間の整備計画の策定につきましては、平成13年に整備を行ったときの経過等や財政状況を踏まえまして、今年度と来年度の2か年に分けて、地元の皆さんとか、まちづくり団体の方々など、市民の方々やインパクトのある計画を立てていきたいというふうにしております。

山口委員

私は、一般質問でも申し上げましたけれども、この整備については、小樽で、非常に意欲がある、進んでボランティアをする市民がいるわけです。まちづくりに対して非常に認識を持っている市民もたくさんいますので、私は業者に振って、ただ事業をするのではなくて、市民も参加できるような形で、私はいつの議会か忘れてしまいましたが、例えば市民が土木事業を、実際に妙見川については、これはインターロッキングの敷設も含めてやったわけです。これは市民だけではなくて、行政の方もボランティアで、土・日に出てきてやったりした事例があるのです。今日は全然新聞記者がいませんけれども、こんな事例というのはないのです。本来からいって、非常に自治体がいろいろ困っている中で、要するに市民がそういう、言ってみれば清水次郎長がそういう土木事業をボランティアでやったというのは、江戸時代の事例があるようではございますけれども、そういう自分のまちを自分で、行政に頼らないでやるということも含めて、意欲を持って現実にやったような事例というのは、なかなかないわけです。これからどんどんそういうことを進めていかないと、実際もたないですから、そういうことも含めて、これは大変な宣伝になりますから。実際みんな困っていますね。自治体と住民が協働して、まして土方までボランティアで出て、ごみ拾い程度でなくて、汗水かいて、やりましたという事例であれば、これは国も住民との協働と言っているわけですし、当然市も言っているわけですが、そういうモデルケースになれば、これはやれるぞとなれば、いろいろな交付金があるわけですから。なるべく補助事業というようなことではなくて、交付金で全部を国のお金でやれるような、そういうことをやらないと、とても対処できませんので、そういうこともいろいろ考えられると思うのです。

それは市民サイドではいろいろ我々も活動しておりますし、他の議員の方々もそういう地域のボランティアを一生懸命やっていただけるような市民も把握しておりますので、そういう協力体制というのは、小樽は非常にとりやすいと思うのです。ですから、そういうのも含めて、考慮に入れていただいて、この計画についてはぜひ進めてい

ただきたいと思っております。

景観計画について

この件については、一応旧手宮線についての質問は終わりますけれども、もう一つ。今、景観計画を策定中だということを知り、19年度中には、一定の方向性を出したいというお話がありました。私は、小樽市の景観条例に基づく助成の制度があるわけですが、財源がないものから、今、上限600万円ぐらいでやっているわけです。ただ、実際に今、重立った歴史的建造物の補修については、おおかた大きなものは終了しているというふうに一応お聞きしていますが、そうではないのですか。一応、前にお聞きしたときには、昭和61年から平成16年までで、大体5億2,700万円ぐらい改修されているというふうにお聞きしておりました、16年には720万円ぐらいで、大体今1,000万円以内で推移しているというふうにお聞きしておりますけれども、それはいいですね。

（建設）まちづくり推進室主幹

今、歴史的建造物の助成の額についてお話がありましたけれども、委員からお話がありましたとおりでございます。平成16年には780万円ほど、平成17年には860万円ほど、平成18年には690万円ほどという形で推移しております。

山口委員

問題なのは、今回の景観法に基づく景観計画というのは、言ってみるなら新しい景観形成というか、創景事業と申しますが、例えば本来、歴史的な建造物が建ち並んで群としてあるような地域ではなくて、それが例えば隣接した地域でも、新たにそういう景観形成を、言ってみれば意図するとか、そういうことも含まれていると思うのです。その際に、それを誘導していかなければいけないわけですから、何らかの施策をしないと、そういうものが期待するように実現しないということです。ですから、私は、当然古い建物の維持補修についても助成されている。その財源も非常に苦しいということもあるわけですから、寄付条例の制定を検討していただくようにと話をしたつもりでおりますけれども、いずれにしても一定の財源が要るのです。

例えば、旧手宮線のことと言いますと、旧手宮線沿線にそんなに、言ってみるなら歴史的建造物と言われるような建物というのは少ないわけです。そういうところに、例えばシンボリックな、拠点拠点にそういう建物が建てられるのが非常にふさわしい。そういうものがあればいいと私は思うのですけれども、そういうふうな、言ってみるなら本当に本物の建物とか、例えばどこかにある古い建物を移築されるとか、そういう際の一定の助成も必要でしょうし、例えば固定資産税の減免とか、一定の誘導措置というのが必要だと思うのですけれども、そういうことも考慮に入れた上で、これ当然まちづくり推進室と企画政策室とで連携をしながら、そういうものをいかに、言ってみるなら実効性があるようにやっていくのかということですから、今後の話になると思っておりますけれども、その辺について一定の抱負とか考えがあれば、お伺いしておきたいのですけれども。

（建設）まちづくり推進室長

ただいま山口委員の方から、これまでもいろいろと寄付条例のお話をさせていただいて、我々も将来のそういったいろいろな事業を展開する場合の財源の確保という観点からは、非常に研究をすべき課題だろうというふうに思っていますし、また今、旧手宮線の課題だとか、あるいは大きく言えばまちづくりの課題の中で、財源をいかに確保するかということが、非常に大きな部分というふうにお聞きしております。今後、市も資金基金とか、いろいろなそういう制度とか、持っている資金基金とかどう調整を図るのが、あるいは新しいものをどう構築するのか、そういったところは大きな課題だと思っておりますので、引き続きそのあたりについては、庁内で連携をとりながら検討を重ねてまいりたいというふうに思っています。

山口委員

今、まちづくり推進室長の方からお話をいただきましたけれども、これは企画政策室の方で何度か答弁をいただいているので、その後どんなふうにお考えになっていて、特に今、住民自治基本条例の話も、市長は公約みたい

な形でおっしゃっていましたよね。私は、これはあわせてやるべきだと、これはいわゆる住民の一種の憲法ですから。そういう中で、やはりまちの姿を外に示して、そして言うてみるなら、そういう中で、ぜひこのまちに協力をしていただきたいという意味での寄付条例ですから。非常に、言うなら景観計画をつくります、住民自治基本条例をやりますということを表明されたのですから、この機にぜひとも寄付条例についても、それでないと、やる機会を失いますよ。そういう意味でぜひとも、作業は大変だと思います、三つも一緒にやるというのは、できるのかなと、今の財政状況で思いますけれども、やる時期、チャンスというのがありますし、どうしてもやはりそういう意味で言うと、私はこの機にぜひとも一歩進めてやるべきと思いますが、その辺について再度、企画政策室の方からお答えをいただきたいと思います。

（総務）企画政策室長

委員の方から、寄付条例に限らず、幾つかの御提案があったというふうに理解しております。基本的な線は、先ほどまちづくり推進室長が申し上げたように、関係する部分、庁内でいろいろ協議を重ねながらというふうなことになるかと思えます。ただ、私どもがちょっとイメージしているのは、寄付条例だけとか、それだけをちょっと特化して考えますと、実は道内で4か所ほどの、ほとんど町ですけれども、寄付条例を制定したところがあります。これは全般的な傾向なのですけれども、つくったときはそこそこ集まるのです。ただ、1年、2年していくうちに、3年目になると、年間で数万円とかという傾向になっている。ですから、それが金額が少ないから、悪いとかいいとかということではなくて、委員も言われているとおり、外にどういうアピール度を持つような事業として、この寄付条例を例えば立ち上げるのか、あるいはそのきっかけといいますか、機会をどこに持つのか、その辺をやはり十分考えないと、立ち上げたはいいけれども、何となくしりすぼみで終わるというわけにはいかないと思いますので、そういった視点なんかも含めて、文字どおり御提案の旧手宮線の今後の再生といいますか、そういった部分ともリンクしながら検討していかなければならないというふうに思っております。

山口委員

私も、それはそういうふうに思っております、単に寄付をいただくということだけではなくて、地域応援ファンドみたいなのがありまして、言うてみるなら非常に柔軟にお金を集めて事業をやっていくというようなことも含めて、やれるようなメニューをいろいろな各省庁で持っております、いわゆる国の方が応用して、地域の活性化に対するいわゆる一般の金銭的な支援、そういうものを集めて、いろいろな事業をやっていく手法もあるようですから、そういうものも研究して、ぜひともずっと私が申し上げているように、やはりもう観光も一定の曲がり角に今来ている状況ですから、ここのエンジンの一番推進力が落ちないように、さらにこれ投資がどんどん小樽に入ってきて、そしてこの小樽のまちのブランド力がさらに上がっていくようにしていけば、これは財政も、これは徐々に一定のいい方向に行くのではないかと。そういうことでやはり今から方向性をきちんと出して、そして一個一個手を打っていくつもりでやっていかないと、大変将来に、一番冒頭に申し上げましたように、現状推移型でいけば、どんどん経済は縮小して、そして税収も上がってこなくて、結局は夕張市ようになってしまうようなことになっては困りますので、そういう意味で、やはりきちんとした戦略を定めて、あれもこれもではなくて、投資するべきところには投資をして、行政的に力を注ぐところには力を注いで、そしてやっていただきたいと思っております。この件については、これで終わります。

市道公園東通線について

もう一点だけ聞かせてください。市道公園東通線なのですけれども、大変財政の悪い中、昨年の春に歩車共存道路ということで、車道の幅を狭めていただいて、車道を5メートルにさせていただいて、いわゆる路側帯を歩道として色分けをしていただいて、モデルケースとしてやっていただいたのですけれども、住民には大変好評でございましたけれども、これについて調査をしている。結果、例えば目的は、基本的には1日大体5,000台と当時言われておりましたけれども、いわゆる住宅街の非常に細い細街路ですけれども、そこにどんどんいわゆるその地区に用のない

車が入ってきて、間道として使われているという現実なのです。死亡事故もあったというような状況なのですけれども、その道路に何とか車道を狭めて、流入量を減らして、事故のないように何とかしたいということでやっていただいたわけですけれども、その後、車の流入量とか、例えば車の走行の速度とかを調べていただいていると思いますけれども、それについてちょっと報告をしていただきたいと思います。

（建設）建設事業課長

市道公園東通線の交通量調査等についてですが、工事実施前の昨年春と秋、それから今年春の3回、交通量調査、交通量については車と歩行者、それから車の速度の調査を実施しております。そのほかに経年的な調査として、平成13年から事故の件数を追跡調査しておりますし、ドライバーの意識調査というのも昨年の秋にしております。

交通量調査と走行速度について報告しますが、市道公園東通線の工事をやる前の交通量につきましては、1日6,685台ございました。春に工事を実施した後に、秋に調査を行いました。そのときの結果が6,726台で41台増えております。そして、今年春にまた再度、交通量調査をしておりますが、そのときは6,752台となっております。これについても、昨年の春よりは増えたという結果になっております。

また、走行速度でございますが、昨年の工事の前の春に調査した段階では、40台ぐらいをサンプルに速度を調査いたしました。平均時速は36キロメートルでございました。その後、工事が終わった去年の秋に調査した結果は、平均速度が38キロメートルで2キロメートルオーバーしております。今年春に再度調査をいたしました結果、平均速度が34.8キロメートルということで、昨年の春、工事を実施する前より1.2キロメートル減少したといった結果になっております。

山口委員

これは私の町会の中にある道路ですけれども、役員会とか総会でも話題になりまして、大変評判はいいのです。歩きやすくなったというような状況は、お聞きはしているのですけれども、実際にそういうふうに調査をしてみると、いや、流入量は逆に増えている。速度も、言ってみるなら下がっているというふうには言えないというような状況です。ここは全く商店はなく、ほとんどがいわゆる集合住宅に住んでいたり、高台に住んでいたりするところなので、お年寄りも大変多いところなのです。

私は、とにかくお金があまりありませんから、あれをやれ、これをやれと言いたくはないのですけれども、少なくとも走りやすくなったということが言えるのです。要するに、歩道の白線の上は、今見ますと相当消えていますから、そこにも車は乗っているということです。町会なんかでも話は出るのですけれども、何とかスピードを、住宅街の中で30キロ制限になっているのが大体おかしいわけですから、それを何とか20キロ台に落としたいという話です。

そこまで落とせば事故もないでしょうし、そういう意味で、ほかのコミュニティゾーンなんかの事業をやっているところなんかについては、強制的にその白線を踏まないように、ゴム製のポールを設置しているところがあるわけですが、それはずっとやることはなくて、非常に事故が多発しているようなところに差しかかって、一番スピードが出る場所です。そこにそういうものを、例えば片側4本、もう片側4本ぐらいやれば、5メートルですから、当然視覚的にも非常に、言ってみるならぶつかってしまう可能性がありますから、スピードを当然緩めますから、強制的にスピードを緩めざるを得ないような状況をつくってやる必要があるのではないかと思います。それをモデル地区ですか、将来検討してほしいということの一つをお願いしておくのと、もう一つ。もうお金がなくてやれないというのだったら、ゴム製のハンブというのは貸し出しているそうですから、ハンブというのは、皆さん御存じのように、段差をつくりますから。それを設置して実験事業をやる。これ町会の部会の方、皆さんが興味を持っていて、ぜひその実験事業をやろうと言っていますので、そこも含めて一回やってみないかなと思うのですけれども、それをお答えいただいて終わります。

（建設）建設事業課長

ゴムポールとかハンプの件ですが、非常に維持・管理上の話もございます。例えば、冬になれば、そのポールの取扱いをどうするかとか、それからハンプについては、当然人工的に段差をつけるものですので、音の問題とかがございます。そういった面がございますので、現地を再度確認させていただいて、そういったことで把握して、検討したいと思います。

建設部長

若干補足をいたします。社会実験をしているわけでもございまして、確かに速度なり、進入車両は変わってございませんけれども、ただ、ドライバーのアンケート調査をした結果においては、50人中3割以上の方が減速するようになったと言っていますし、かつ4割以上の方はカーブの部分が安全になったというふうなお答えもあるわけです。それで、建設部としては、この路線以外にちょっと注目している路線がございますので、そういったところも引き続き社会実験をしてみたいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

成田（祐）委員

今回の選挙で当選しました、平成会の成田祐樹と申します。一般質問では若干空回りぎみでしたが、これからも皆様の御指導の下、たくさん学ばなければいけないことがある状況なので、皆様と協力して、やれることをやっていきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

市道築港4号線について

質問の方に入らせていただきたいと思います。

市道築港4号線に関して質問をします。小樽築港駅北側の高架下にある交差点に分離帯があるのです。その分離帯のところ、昔はたぶんそこは何もなかったと思うのですが、道路上に鉄柱が設置されているところがありまして、その鉄柱を設置した経緯などをお聞かせ願えればと思います。

建設事業課長

この丁字路の車止めをつけた経緯でございますが、当初丁字路として我々市道管理者が考えておりましたが、当然公安委員会、警察等との協議の中で、この道路は余市町から来て、海側に行くのが市道築港海岸通線で、確かに優先道路です。そのまま真っすぐに行くのが市道築港4号線に行くということで、これは優先道路ではございません。この道路形態を考えると、どうしても市道築港海岸通から来て、真っすぐ4号線に行く直進道路の右を走る車と、海側から来て右折する車が交差する、非常に危険だということで、公安委員会の方から、ここは車止めにして、優先道路を明確にするようにということで、そういった経緯でこの車止めが設置されたということでございます。

成田（祐）委員

今、おっしゃったとおり、優先道路ということで、数珠つながりでつくられて走行させていたと思うのですが、今、市道築港4号線が伸びている丁字路の片側の方にマンションが建ちまして、今回、築港の道営住宅もできて、さらに自動車の通過量がすごく増えている。要は、その市道築港4号線から出てくると、観覧車側の方に抜けることができない。逆側に、ウイングベイ小樽の方から来ると、今度こっちが市道築港4号線の方に抜けれない。そういう部分で、途中の中央分離帯でUターンする車が非常に増えているのです。特に、高架下側の方の分離帯のところは、ちょうどバスターミナルというか、タクシー乗り場の方に入っていくところにかかるのです。そのところでUターンをして、観覧車側の方に行き、朝里の方に行く。そういった車が見られていて、逆に中央分離帯をつけたのは一応いいけれども、そちら側の方でUターンする車で、また今後、事故が起きかねない。実際、供用しているマンションの車の台数を数えてみますと、やはり300台以上あって、非常に増えている。通行量は、今後もま

た築港の団地がもう一つ供用開始されれば、さらに増えると思われまので、そういった部分で何か対策というものはお考えでしょうか。

（建設）建設事業課長

Uターンの問題で、中央分離帯の切れ間があるということで、確かに札幌側のところもございませが、連続して手宮側の方にも何か所かございませ。これはやはり基本的には運転手のモラルといひませが、安全運転を心がけてもらおうと、そういったことでしかないと考えておりませ。

成田（祐）委員

逆に、その部分に信号等の設置というひは可能なのか、また、そういった案というひは今のところ出ているのかどうかというひをお聞かせ願ひませ。

（建設）建設事業課長

信号機の設置につきましては、警察や公安委員会の方が所管になってひませ。市の部局もございませが、そことほかの方の安全確認も含めて協議してまひりたいと思ひませ。

成田（祐）委員

市道築港4号線で、逆側の方に行きたいと思ひませ。平磯トンネル側の方に進みますと、要はあそこは通行止めになって、ぐるりと回って転回場になってひませが、逆にそちら側の方が結びつくことができれば、そういったその部分の交差点の方をいじるということがなくても、住民の不満も起きないと思ひませが、その辺の可能性というひ、たぶん工事費等も考えて、可能性というひはどういったものが考えられるか、願ひませ。

（建設）建設事業課長

この市道築港4号線の札幌側から、今おっしゃっているひはおそらく臨港道路小樽港縦貫線の方だと思ひませが、そこにつなげるためには、土地の高低差が結構ありませ。あと、また、その臨港道路からの取付け道路の問題もありませ、事によっては、用地買収やなんかも含めて、そういった対応もしなければならぬというひなこともありませ、もし改築するのであれば、相当大規模な工事になるだろうというひことで、やはりこの市道築港4号線の今後の交通量をちょっと見定めて、そういったことも検討していききたいと思ひませ。

成田（祐）委員

どちらにしろ、やはりお金のかかる話のようなひで、大変かと思ひませが、何かしらお金がかからずにできる方法というひを今後とも考えて、その部分、Uターンする車が多発して、事故が起きてからではやはり遅いというひふうになるひで、何かしら対策の方をお願ひませ。

市民との協働について

次の質問に移りたいと思ひませ。

6月14日の北海道新聞の記事かと思ひませが、銭函地区において、市民が防犯灯を取りつけたという取組がありませして、市民の皆さんが汗を流して、助成をもらって防犯灯をつけた。そういった取組について、市の把握している部分でいいひで、どういった経緯で行われたかというひをお尋ねませ。

（建設）庶務課長

6月14日付けの北海道新聞に載りました「防犯の光 銭函に」という記事なひで、今回の事業というひは、銭函町会の有志の方が、通常、防犯灯を設置するひきは工業者に依頼して、その費用を市が助成する制度を利用するひな形なひで、今回は銭函地区の有志の方が自分たちの手で工事をして穴を掘って、町会の経費を節約させようという趣旨の下で、新聞記事に載ったと認識してひませ。ここにおける銭函の事業においては、昨年と今年、2か年にわたって街路灯を10基設置したひなことで、その経費が約100万円というひを新聞記事に書いてひませ。

小樽市におきましては、街路灯助成事業というひがございませして、通常小樽市は、通行のための街路灯は市が取

りつけるのですが、生活道路的な防犯用の街路灯は、各町会にお願いして、その設置費の 2 分の 1 以内的な要素で助成をしております。昨年と今年の銭函への市の助成は約 33 万円、要するに 3 割程度は小樽市の助成が入っております。

ちなみに、昨年度、全市的にこういう助成制度を利用しました町会は 59 件ございました。小樽市としては、約 340 万円の助成を出しております。

さらに、防犯灯設置に対して、今度電気代とか維持費等がかかります。この防犯灯の維持費、使用電力の部分も、小樽市も約 6 割弱の割合で助成しております、4,600 万円の助成をしているのが現状でございます。

成田（祐）委員

そういったような市民が汗を流して助成を受けて取り組むといった部分で、やはり先ほどの山口委員と少し話が重複する部分があるのですが、そういった部分で町会が汗水流して、市の援助を受けて、何か物事をやるといった取組が今後とも増えてくると思われます。そして、今度は、今、よく陳情で上げられているような側溝の整備とか、道路の穴埋めとかを市民が逆に資材をいただき、あとは自分たちでやるといったような取組等が今後行われるとすれば、そういった仕組みは今どのようになっているか、今後どうしていくのかということをお聞かせ願います。

（建設）庶務課長

側溝とか道路の穴というものは、市もお金がないので、町会にやっていただければそれにこしたことはないのですが、やはり道路の構造物自体の管理責任という部分もありまして、道路自体、また、側溝的なものは市が補修するという形で、今までも進めております。

市民との協働というお話の中で、一つには市道以外の私有地というか、地域住民の方々に利用されている道路、それについては、市が関与することはできません。そういうものの助成制度というものもありまして、市民の皆様が自分たちが使う道路の工事をした場合、3 分の 1 程度の助成制度というのはございます。

また、そういうハード的なものではなくて、ソフト的なもので生活環境を整備するという部分では、例えば地域における公園の草刈りとか、清掃を地域の方々にもお願いしている公園愛護会というものをつくっていただきまして、それに対する助成をしたり、また、側溝の清掃とか、落ち葉が落ちている部分、地域の住民の方々が清掃していただいて、清掃したごみを市がとりに行くというような協働作業もございます。また、冬場におきましては、急な坂道、なかなか市の方では砂まきということで、砂まきの箱は置いていますが、その辺を地域の方々が積極的に砂まきボランティアということで、危ないところにまいていただくようなこともお願いしておりますし、また、雪の問題であれば、貸出しダンプ制度といいまして、市がどうしても除排雪できない民間の道路、その部分のダンプの輸送費を市が持つ制度というものもやってございます。その中で、我々が今一番課題的なものを考えておりますのは、やはり冬場の置き雪の問題、こういうものも何とか市民の皆さんと協働の中で、せめて弱者の中でもそういう置き雪対策ができるような方式ができないかというものは課題として持っております。

成田（祐）委員

今、やはりおっしゃっていた部分は、道路の整備であると、管理の部分と安全面の部分で大変問題はあるというのはわかったので、今伺っていたソフトの面が多かったのです。そういうハード整備の部分で、お金がかかる分野での市民ができることというのは、やはりなかなかないものなのですか。

建設部長

先ほど庶務課長から話しましたように、ハードの部分とありますのは、管理責任というのがどうしてもついています。その発生源で事故が起きると、市民の方に負担というふうになってしまう。そうなれば、かえって迷惑をかけるということもあって、ハードの部分に住民側だけでやるのは、なかなかないのかというふうに思っています。ただ、今、置き雪の話をちょっとしましたけれども、そういった部分では官民でできるものもありますので、準ハードの部分では、そういう仕組みは使っていこうと思っておりますけれども、なかなかそのところは難しいと

思っております。

成田（祐）委員

たぶんいろいろ大変な部分もあると思いますが、本当にある意味自分たちが受益者になるのではなくて、一緒になってやっていくという姿勢をとりたいと思いますし、私たち若い世代にとって、全部市役所に任せればいいのだという姿勢ではなくて、早い段階で若い者を甘やかさずに、そういった部分で皆さんと一緒に何かできればと思っていますので、今後ともよろしくお願いします。

医師の確保について

質問を変えます。

小樽病院と第二病院の医師の平均年齢とその分布を教えてください。

（樽病）総務課長

まず、小樽病院ですが、医師の平均年齢につきましては、44.6歳です。

それで、年齢の分布ですけれども、20代の医師は3名で全体の10パーセント、30代の医師は7名で23パーセント、40代は10名で33パーセント、50代は6名で20パーセント、60代が4名で13パーセント、合計30名となっております。一番多いのは40代のちょうど中間の医師が33パーセントということで、その前後30代、50代を合わせますと76パーセントですので、約8割を占めて、年齢構成としてはバランスがとれているような構成となっております。

（二病）事務局次長

第二病院につきましては、常勤医師17名、非常勤の嘱託医師が1名おりますが、常勤医師17名について報告させていただきます。常勤医師17名の平均年齢ですが、42歳になります。

分布につきましては、20代が2名で12パーセント、30代が6名で35パーセント、40代が4名で24パーセント、50代が5名で29パーセントとなっております。

成田（祐）委員

今、お伺いしたとおり、中堅の30代、40代の方々が非常に多くいらっしゃいます。当然、今後、その方たちも年をとっていくわけですから、今後は若手医師の確保という部分が必要になってくると思うのです。特に、医局派遣という部分から、だんだん若手医師も自分の意思で来るというふうに仕組みが少しずつ変わりつつあるので、そういった若手医師の確保への取組であるとか、説明会というのを自治体で行っている場合もあると思うのですが、そういった取組をどういうふうにやっていくのか、お聞かせ願います。

（樽病）総務課長

若手医師の確保ですけれども、これにつきましては、平成16年度から新たにできました医師の臨床研修制度であります臨床研修病院という指定を小樽病院は受けておりまして、この中でまずは若手医師の確保に努めてまいりたいと考えておりまして、まず、前期の研修医につきましては、卒業後医師免許を取って2年間、研修の制度があります。そのほか、後期研修といいまして、前期の研修が終了後、当院であれば3年間のプログラムをつくりまして、研修の制度にのっかって研修医を募集しているところです。今、この研修につきましては、小樽病院でいくと呼吸器内科とか消化器内科、あと外科、整形外科、泌尿器科、麻酔科について医師を募集しております。このほかは大学にも医師の派遣というものをお願いしておりますけれども、やはり御存じのとおり、現在、大学に残る医師が非常に少なくなっておりまして、一部の都市の大病院だとか、有力な民間病院に流れております関係上、大変医師確保は厳しい状況にあります。今後ともこれらの研修制度などを通じまして、医師確保に努めてまいりたいと考えております。

成田（祐）委員

それに付随しまして、例えば北海道であれば、旭川医科大学とか、札幌医科大学とか、北海道大学といったところに伺うと思うのですが、例えば道外から北海道にやってくるという医師はいると思うのです。希望としては少な

からずあると思うので、そういった際に、やはり情報が少ない。さすがに北海道に来たいという、小樽に来たいという意思を持って来ていただいた医師であれば、当然長くいていただける可能性が強いわけです。やはりそういった部分で小樽に長くいてもらって、本当に市民の皆さんの健康を見てもらうような医師が欲しい。そうなった際には、自治体同士で何かしら組んで、道外でそういった説明会とか、医師の取り込みといったような活動というのはしているのでしょうか。

（樽病）総務課長

道内の病院が集まって道外でやるという特別な試みというのは、特に行われておりませんが、やはり全国的に情報を広く公開して、小樽病院のことは知ってもらうという意味で、ホームページを病院で開設しておりますので、その中で先ほども言った臨床研修医の募集の関係、どういうことを小樽病院はやっているか。それとあと、病院の診療の内容、これは小樽病院も第二病院もそうですけれども、診療内容、医師の名前、どういう専門をやっているかというようなことを載せておりますので、そういう意味でPRしまして、広く小樽病院、第二病院を知っていただきたいということはやっております。主にそういうところでですけども、そのほかに医師同士のつながりを利用したネットワークも利用してまして、何とか医師を確保していくということで努めております。

成田（祐）委員

最後にお伺いしますが、今日は院長はいらっしゃらないので、おわかりになる範囲でいいのでお答えいただきたいのですが、現在若手の医師とか医学生が、勤める場所を選ぶ際に、やはりどうやったらスキルアップできるかというのを一番に選ぶらしいのです。特に、自分の友人や後輩が小樽に勤めたら、どういったスキルアップができるのか。そして、何が自分の力になるのかというのを、そういった情報はやはりなかなか、当然うわさとかそういう話も出てくるのだらうと思いますけれども、そういった売り込みというのは何かしているのか、お伺いしたいと思います。答弁をできる範囲でいいので、お願いします。

（樽病）総務課長

確かにおっしゃるとおり、医師の知識とか経験を積んでいくためにということが必要だということで、小樽病院としてもこのホームページにも載せてありますけれども、認定教育施設ということで認定を受けているのが、10幾つほどあります。それで、こういう認定を受けますと、各学会が認定する専門医とか、認定医になれる、なるための資格を得ることができるということで、例えば小樽病院で3年なり5年という決められた年度の臨床に携わりますと、そういう資格が受けられます。小樽病院でいきますと、内科とか消化器内科、外科、整形外科、麻酔科、耳鼻咽喉科、眼科などにつきまして、専門の指導医がおりますので、そういう指導医の下、研修していただいて、医師の研修を図って行って、スキルアップに努めていただきたいというふうに、病院長はじめ病院としても力を入れてやっているところです。

成田（祐）委員

やはり自分の友人や知り合い等にいろいろ伺いますと、小樽は非常に人気のある場所なのです。札幌からも通ってこられるし、逆にここに住んでも札幌にすぐ行ける。そういう部分では、非常に若い医師にとっては魅力のある場所なので、そういったスキルアップできるというのをどんどん強調して、何とかこれからの病院運営に、自分ももしできれば友人等と呼ばれたらと思っていますので、今後ともよろしくお願いします。

委員長

平成会の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時56分

再開 午後 3 時20分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

中島委員

ふれあいバスについて

それでは、一般質問に続いて何点かお聞きします。

最初に、ふれあいバスの問題です。

私が質問したときに、市長は「バス事業者と市の負担割合を明確にするために回数券方式を続ける」、こうおっしゃっていました。他の方法で利用回数を把握することはできないのかどうかを、まずお答えください。

（福祉）高齢・福祉医療課長

実態を把握するための方式でありますけれども、他都市でも、実態の把握というのは課題だというふうに言っている市もございます。その中で、例えば、札幌市や苫小牧市などでは、利用者にあらかじめバスカードを購入していただきまして、その後、バスに利用人数をカウントできるシステムというのをつけて、その中で把握しているところもございます。あとは、小樽市と同様に、回数券方式で把握しているところもございます。

中島委員

過去に、ふれあいバスを導入した後に、実際の利用実態が、中央バスと市の言い分がなかなか合わなくて、お互いに利用実態を調査しようということをやったことがあると思います。そのときには全線調査ということで、小樽市もやり、中央バスもやり、双方の値をつけ合わせて確認した作業を実施したことがありました。そういう形で利用実態というのを把握できるのではないですか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

確かに、小樽市でもやりましたし、バス事業者でもやったという経過がございます。ただ、あくまでも月に何日間かという中では、どうしてもやはり推測の域を脱しないという形で、現在の方法の方がより正確なものであるというふうに考えております。

中島委員

今回のお答えでは、平成17年度、18年度の利用実態が大きく変動している、そういってお知らせいただいた財政負担額を見ますと、利用者、バス事業者、市、それぞれ1,000万円の減額になっていました。毎年、対象人口も変わるわけですから、変動するのは当然だと思うのです。市の計画では、どれくらいの変動範囲なら、平準化した、そういうふうに判断する予定でしょうか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

平準化という部分で一般的に考えますと、毎年の実績が、平均乗車回数に交付対象者を掛けて出た回数というのが、ある程度毎年推移していけば、平準化というような考え方も一つできるかと思うのですけれども、平成17年度と18年度で見ますと、18年度の場合、人数が増えているにもかかわらず、バス券の購入代金で見ますと、17年度と18年度では2,000万円の差がございまして、この2,000万円という部分は、回数で申しますと20万回差があったという形になっております。市の負担の差は1,000万円ということですが、実績に基づいて支払っていているということで、それだけ節減できたのではないかというふうに考えております。ですので、数字が変動している中では、平準化の範囲はどの程度というのはちょっと示せませんが、ある程度の範囲内であればいいというようなものでもないのではないかと考えております。

中島委員

そうしたら、平準化したら考えるという方針ではないわけですね。ずっと実態に合わせた回数券方式、あるいは

実態把握ができる方式は続けなければならないというお答えですか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

先ほど申しましたとおり、平準化という部分で、結局高齢者の人数が増えているという部分がございますので、やはりその部分と利用回数という部分の見極めというのは、今後若干必要になってくるというふうには考えております。

中島委員

市長は、バスの事業者との負担割合を明確にするということを非常に強調されて、回数券方式の導入と実績をずっと言っているわけですね、今もそうです。けれども、実際、今の利用数の把握の仕方は、バス券を発行した数で判断していますよね。厳密に言えば、買ったうちどれだけ使ったか、利用回数券を数えるのが正確だと私は思うのです。なぜこのように実施して、使った数をカウントしないのですか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

販売ではなくて、乗車実績で負担すべきという御意見の方も今いただいておりますけれども、実績を把握するという中では、やはり乗車券を数えるというのが一番究極の方法だとは思っておりますけれども、バス事業者との話合いの中では、御協力いただくという部分の中で、この方法を採用させていただいて、今、実施というふうにしております。利用者の皆さんが購入した券が、一応無駄にならないように、市といたしましても使用期間の延長などをいたしまして、販売された券の枚数が実績に極力近いような形で、ほぼ近いというふうを考えておりますので、御理解いただきたいというふうを考えております。

中島委員

私は、一般質問の再質問でもお話ししましたがけれども、それならば1回乗車券1枚100円、この販売をやってはどうか。バスの中で100円を運転手に渡す、運転手は100円券を入れる。こういうことは検討に値しないのですか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

繰り返しになりますけれども、あくまでもバス事業者との話合いで協力いただいている事業ですので、バス車内の中で、100円のばら券の販売をするというのは、現状の中ではなかなか難しいのではないかとこのように考えております。

中島委員

結局、厳密に数を数えたいと言いながら、使った券を数えるのは、中央バスの乗務員の皆さんに負担がかかる。1回乗車券100円使う方法はどうかと言えば、それもバス事業者との話合いの中では進められない。市民に負担は強いても、バス事業者には言えないということではないですか。もう少し強い立場で、小樽市として、こういう多くの方がバスを利用できる制度をつくるのだから、協力してほしいと、こういうふうに申し込んでほしいと私は思います。この問題については、回数券方式だけが交付率低下の原因ではない、こうおっしゃっていましたがけれども、そのほかにどういう理由があるのでしょうか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

市長の答弁でもありましたとおり、高齢者のライフスタイルというものは多様化しておりまして、70歳以上の方も自家用車を利用するなど、必ずしも昔のようにバスに乗ることだけが、公共交通機関という利用だけが交通手段ではないというふうになってきているのが、まず第1点だと思います。そのほかには、介護保険の施設がだんだん整備されてきておりまして、必ずしもバスに乗ってどこかに行かなければ生活ができないという状況にはなくて、個々の施設で充足した生活ができるようになったことですか、また、在宅生活におきまして、ヘルパーの利用で、みずからが買物に行かなくても、ヘルパーがしてくれるというような制度も充実してまいりましたので、その辺が交付率の低下の要因ではないかとこのように推測しております。

中島委員

そうですね。しかし、今回の税金の問題でも明らかになったように、低所得の方が大変多い小樽なのです。そういう中で、1,000円のふれあい回数券代を一度に払えないという、こういう声の中身でもあるわけです。こういう皆さんがふれあいパスを持っていても、実際には現金がないために利用できない、そういう声が出ているわけですから、使いたいという皆さんが利用できる方法も検討しなければならないと私は思います。引き続き検討を訴えたいと思います。

基本健康診査について

次に、健診についてです。

毎年8,000人以上の市民が受けてきたさわやか運河健診ですけれども、今年度でこの制度も終わりになります。今までこのさわやか運河健診を受けた皆さんに対して、検診結果をどのようにまとめてきたのか、資料も出していたいておりますけれども、あわせて資料の説明と同時に答えください。

（保健所）健康増進課長

現在、保健所で実施しております基本健康診査につきましては、配布した資料を説明いたしますと、平成17年度、受診総数8,367人、これにつきましては、保健所と外部に委託しております医療機関の数を合わせたものとなっております。このうち、要受診判定者、病院の医療機関の受診が必要というふうに判定されたものについては、保健所と委託医療機関を合わせて1,316人おりました。このうち、保健所で受けた者のうち、要受診と判定されたものについては259人おまして、実際に病院で受けたものは259人のうち172人となっております。現在の基本健康診査の判定区分につきましては、老人保健法による保健事業実施要領という通知に基づきまして、基本検査項目の項に準じたものを利用して判定区分をさせていただきます。具体的には、異常なし、要指導、要受診、治療継続ということになっております。

実際に、その後どういった指導の流れがあるかということについて説明させていただきますけれども、保健所で受けた方について説明いたします。例えば、要受診ということであれば、平成17年度は259人おりましたけれども、この方々に対しては、「医療機関の受診が必要です」という文書を送っております、それによって受診を勧めております。さらに、1か月たっても医療機関の方で受診しなければ、再度文書を送りまして、受診するように勧めているところであります。こうして治療を開始したものについては、平成17年度に保健所で受けたものについては、259人中172人となっております。また、治療を開始した後も、医師の指示があった場合は、保健所の方から保健師が訪問指導を実施しているところであります。

中島委員

この資料を見ておわかりのとおり、8,367人受けたうち、病院の受診が必要だと判定された方は1,316人いるのです。結果的に病院に行った方は172人という数字です。そのほかの方がどうなったかということだとか、これはあくまでも保健所の受診者に対してしかフォローをやっていないというのですから、医療機関を受診した方がずっと多いのです。その方々の要受診と判断されたものは、フォローされていないというふうに考えていいのでしょうか。

（保健所）健康増進課長

医療機関の方に委託したものにつきましては、ここの部分も含めて全部医療管理ということで任せておりますので、こちらの方ではきちんと把握をしておりません。

中島委員

最終的にこの要治療、要指導という、全体に対する判定というのは、保健所がまとめているのですよね。その保健所は、この要指導の方々がどうなったかについては、医療機関に任せてあるからわからない、何のための健診なのかと、厳しいことを言えば、私はそういうことになると思うのです。そういう点では、医療機関がそこまで、健

診者の方々の要受診、要治療という方々がどうなったかまで、責任を持たなければならない仕組みになっているのか、そしてこの要受診者の方々のその後の対応についてはどうなったか、きちんと調べるといふ義務づけというのではないのですか。

（保健所）健康増進課長

繰り返しになりますけれども、医療機関における受診者につきましては、医学的管理が行われているということをお前提としておまして、保健所の方ではまだ把握していない状況です。

中島委員

今年度で終わりですから、ちょっと気づくのが遅かったと思うのですが、来年度からは保険者別健診ということで、また違った体制で健診になるということです。このさわやか運河健診に携わってきた現場の皆さんとしては、健診の成果を上げる、健診の効果を上げるためには、どういうことが大事だとお考えですか。

保健所次長

現行の基本健診でありますさわやか運河健診でございますけれども、これにつきましては、今まで何度か検査項目の見直しを行い、実施してまいりましたけれども、メタボリックシンドローム由来の疾病増加や死亡者数の改善が見られませんでした。来年度以降、特定健診、特定保健指導が始まりますが、今までの基本健診以上に疾病の早期発見につながる厳しくて精度の高い基準値を設定しまして、より進んだ形でメタボリックシンドローム予備軍の段階でつかまえ、即治療につながることを行ってまいります。

基本健診の成果を上げるにはどうすべきかというお尋ねでございますけれども、一般的には受診率の向上、きめ細かな保健指導、検査項目の見直し等が挙げられますけれども、私どもといたしましては、新たに始まる特定健診、特定保健指導をさらに推し進めていくことで、市民の健康を守るという立場から、今まで以上に健診の成果が上がってくる、こういったことにつながっていくだろうと考えております。

中島委員

新たにそういう健診が始まったとしても、要指導、要治療という判定がされた方々に、結果的に声がかからなかったら、その後どうなったか判定がされなかったら、何の改善にもならないと私は思うのです。小樽市は、保健所という特別な機関を持った市なのです。その保健所があって、こういう事態です。今度は自治体が国民健康保険対象者に健診をするわけです。そういう点では、保健所のこれまでの経験を生かして、さらに成果が上がるような方策をぜひ検討してほしいと思うのですが、今、実施率の向上とおっしゃいました。そのためには、この件数を見ていただいてもわかるとおり、平成13年度に1万人以上を越した件数がどんどん下がってきています。これは、基本健診1,200円、がん検診1,000円と、有料化された影響だと私は思っています。新たな健診制度が入ったときも、料金設定についてはまだ詳細が決まっていないと言いますが、この料金の設定は各自治体が自由に判断する中身になりそうですか。

（市民）保険年金課長

今、委員がおっしゃいましたように、平成20年4月から国保をはじめまして健康保険組合連合会とか共済組合、そのような医療保険者に特定健診と特定保健指導、こういうようなものが義務づけられております。そのような中で、国保の医療保険者としての答弁になるのですが、現在、老人保健法に基づきます基本健診につきましては、1,200円の負担をいただいている。そのようなことで、この新しい特定健診ではどうするのかというような形の部分は、一つの検討課題と認識してございます。ただ、現時点では、この点につきましてまだ情報がないもので、どうするか、はっきりした方針は出ておりません。各医療保険者におきまして、その財政状況とか、被保険者の数だとか、そのようなものによっても影響があるのかと、そのような部分は考えてございます。

いずれにしても、20年4月に、国保としまして大体3万五、六千人の加入者のうちの40歳から74歳までとなっていますので、もう少し少なくなるのですが、その対象者は今後の対象としまして特定健診をしていかなければ

ばなりませんので、他市の国保の状況とか、他の医療保険の状況も含めまして、引き続き情報収集に努めまして、円滑なスタートができるように努めてまいりたいと考えてございます。

中島委員

私は、現在の基本健診1,200円が、これ以上安くなることは、さらによいとは思いますが、これ以上高額にならないような努力をぜひしていただきたいし、そういうことがかなわないなら、小樽市の負担も含めた検討をしてほしいということを最後にお話ししておきたいと思います。

生活保護受給者の稼働能力判定会議について

次の質問に移ります。

菊地議員が一般質問で取り上げました生活保護受給者に対する稼働能力判定会議の問題です。今回、こちらも資料を出していただきました。生活保護受給者の就労支援事業というのは、これまでも取り組まれてきた内容です。この資料に基づいて、これまでの取組と状況について、まず説明してください。

（福祉）保護課長

まず、お手元の資料について説明いたします。稼働能力判定会議は、自立支援を目指すという目的で設置されたものですので、小樽市でも従前からやはり自立支援のために、就労促進事業を行っております。それで、私ども就業指導員ということで、専任の指導員を配置して実施しているわけですがけれども、この指導員、平成13年度からの6年間分でございますけれども、平成18年度について言いますと、就業指導した数が284名、そのうち最終的に就職できた数が89名ということになっております。

それで、就職した89名という部分になりますけれども、結果的に廃止につながったのが8件、残りの81件については収入が増えたということになると思います。

これが、今、私どもが自立支援のための、就労促進に取り組んだ事業の結果でございます。

中島委員

この収入が増えた81件の中で、このことで生活保護を廃止して一般生活に戻ることができた方がいるのでしょうか。それともう一つ、この具体的な就労支援というのは、この方が就労するに当たって、どういうふうに進めていくという基準みたいなものがあるのですか。あればお知らせください。

（福祉）保護課長

就労についての基準というものは取り立ててございませんけれども、保護受給世帯の状況を逐次把握するようにしてまして、その中で稼働できる状態にあれば、ハローワークをあっせんしたり、また、市のそういう就業指導にかけたり、そういうことを行いながら実施しております。また、いろいろな経過の中で最終的に廃止ができたという件数は、当初言いました8件がそういう形で保護を廃止されたということでございます。

中島委員

こういう形で就労支援というのは現在も行われているのですけれども、新しく稼働能力判定会議という提案については、この就労支援と並行して行われるものなのですか。どういう目的でどこが違うのか、こちら辺について、この判定会議についての構成メンバーを含めて、どんなことをして目的をさらに強めるということなののでしょうか。そこをもう少し説明してください。

（福祉）保護課長

稼働能力判定会議の設置ということで、基本的には現在の就労支援と自立支援のために就労促進を図る。そういう意味では、現在やっていることと大きな相違はないと思います。それで、並行して進むことになると思います。

それで、この稼働能力判定会議の根本の設置目的というのは、やはり生活保護費の増大といいますが、そういうことで自治体財政を圧迫している中で生活保護の適正実施の観点から、働けるものについては就労をより一層支援し、保護費の抑制につなげる、そういうような目的があるかと思います。ただ、もし仮に導入されたとした場合、

方法としては現在と同じような方法になるだろうと思います。

それで、この判定会議の構成メンバーとしては、内科医、整形外科医、精神科医等の複数の医師、社会福祉士、精神保健福祉士、キャリアカウンセラー、福祉事務所嘱託員、就労支援専門員、居宅指導員、ケースワーカー等から、福祉事務所等が必要と認める者を任命すると、こういうようなメンバーで構成するようなことになっております。

中島委員

現在の就労支援の考え方というのは、やはり本人が働けるかどうかという体の判定と就労意欲ということがあると思うのですが、主治医が、この人は働くことができないという診断をした段階で稼働能力判定会議の対象にはならないのでしょうか。

（福祉）保護課長

この判定会議は平成19年度から設置ということで、詳細については私どもわからない部分もありますし、調べたところによりますと、この判定会議の設置に取り組んでいる他市については、北海道では札幌市の一部の区役所、それから全国的にも10市町村がこの設置に向けて検討しているという話を聞いていますので、その辺がどのように取り組んでいくのか、それからまた、この取組によってどの程度の効果があるのか、その辺が全く不透明なところでもありますので、今ちょっと御質問もありました主治医の判断の話も、その判定会議が設置されれば、それをどうするのかということも含めて、ちょっと他都市の状況を見て検討していきたいと、このように考えております。

福祉部長

今、担当課長から答弁をさせていただいておりますけれども、ちょっと私の方からも補足させていただきますけれども、まだ現在、この判定会議というのは設置されていませんけれども、現状は就業指導員とともに、病気、疾病のために全く就労は無理ですという医師の診断を、いろいろな疾病というのがありますので、統合失調症とか、そういう方もあります。ですから、そういう方を除いて、就労が可能という医師の診断書、ただこれも現状ではなかなか難しいところがあります。軽度の労働が可能だとかという医師の診断というのは、なかなか厳密に、具体的にこういう作業をここまでとかという部分がなかなか出てこない、診断書というのはそういうことなのです。ですから、そういう医師の診断書と、また、私どもは嘱託の医師をお願いしていますので、そういう打合せだとか、就業指導員との相談、そしてまた、本人のどこまでどういう仕事ができるかだとか、過去の仕事とか、そういったものを現在はきちんと把握しながら、なるべく就業指導に結びつけていこうというのがございます。こういった中で、やはりこの稼働能力判定会議というのは、設置されるということになりますと、今言いました就労は可能なだけけれども軽度に限るとか、重度に限るとか、厳密にどこまでかと、なかなか難しい部分がありますので、そういった部分は、今度この稼働能力判定会議というのは、いわゆるもっともう少し現状よりは専門家がそういった内容を十分審査できるという体制がありますので、例えばこれが現状の部分と稼働能力判定会議が並行して存続するというふうになると、やはりかなり困難ケースというか、現状で見立てることができないという方々をこの判定会議でしっかりと審査をするだとか、そういう方法も今後の中で考えられるかというふうに思いますけれども、今のところは取扱要綱だけしか私たちは見ていませんので、具体的にはまだそれはない中で、今、検討していているということで、今後、国からのそういう具体的なものも見ながらその辺を考えていきたいと思っております。

中島委員

私は、やはり仕事を見つけること自体が、今、大変困難な状況になっていると思うのです。特に体が悪い方でも、年齢で50代を過ぎると、就職先がない。リストラやさまざまな都合で途中で仕事を失って再就職も難しいと、そういう方が山ほどいて、ハローワークも適当な仕事がないということが、今はもう常態化しているのです。そういう中で、病気や低所得やさまざまな困難を抱えて、生活保護受給にならざるを得なかった方々が、再度さまざまな制限の中で就職活動をすることの困難は、やはりかなり大きいものがあると思うのです。これは、稼働能力

判定会議でたくさんのスタッフが連綿と議論する中で解決する問題なのだろうかと、そういう疑問を感じます。これは任意で各自治体が判断する内容だとおっしゃっていましたので、そういう点で絶大な効果が期待されるという保障があれば別ですけれども、こういう社会的状況から踏まえて、十分慎重な取組を検討するべきではないかと思えます。

し尿処理の手数料徴収について

次に、環境部の方に質問を変えます。

今回は、廃棄物の減量及び処理に関する条例の問題で、し尿処理の手数料徴収について質問いたします。

し尿は「後納とし、し尿の収集を申請した者から徴収する」となっておりますが、いわゆるくみ取りの契約というのはどういう形でされるのでしょうか。

（環境）管理課長

基本的には、し尿の収集は定期収集ということで、一度申込みをいただきますと、周期を決めまして、随時収集に伺っております。

中島委員

この契約をした方と収集を申請する人が、別の場合というのはあるのでしょうか。

（環境）管理課長

普通、定期収集でやっている方の場合ですと、ずっと最初から変わらない方でやっていますけれども、例えばその家庭で亡くなられて、遺族の方が最後の収集を依頼するといった場合はございます。

中島委員

契約者への請求というふうになっているところが普通だと思うのですが、今回は申請者という言葉を使って書いてあるのです。今回の問題については、これから説明しますが、し尿処理のし尿の手数料についての減免制度がございます。この減免制度について、まず説明してください。

（環境）管理課長

先ほどの条例の第23条第6項で、市長は次に掲げる世帯からうんぬんで手数料の減額、減免に対するの条項が載っております。対象といたしましては、生活保護を受給している世帯、老人保健法などの高齢者医療を受給している世帯ということで、いわゆる高齢者世帯、それと母子世帯、それと身体障害者世帯、こういったところを条例で規定しておりまして、その世帯から申請があった場合には2分の1の減額をしております。

中島委員

今回、市民の方から寄せられた苦情です。生活保護受給中の70代の女性が急死いたしました。後始末のために姉がし尿のくみ取りを申請しました。この70代の女性は生活保護受給中であり、減免対象者として登録されておりましたが、申請した姉は一般ということで、一般料金が徴収されました。この姉は大変納得できないと。私たちが使ったし尿ではない。手続のために徴収料金を払おうと思ったら、「申請したあなたが一般料金なのですよ」と言われて、納得できないとおっしゃるものですから、私も改めて調べてみたら、先ほどお話ししたとおり、くみ取りの徴収は申請した者から徴収すると、こういうふうになっているために起きたことだということがわかりました。その後の経過について、報告してください。

（環境）管理課長

前段の経過については、今、中島委員のおっしゃったとおりでございまして、あくまでも申請した者ということの考え方を、遺族である姉という考え方から、減免にはならないということで、いったんは減免は却下という形をとりました。ただ、後日といいますか、この方は、先ほど幾つか説明いたしました高齢者世帯ということで、御自宅の収集は減免になっているという事実が判明いたしましたので、後日、この申請者は高齢者世帯ということでの減免対象ということで、減免はしております。

中島委員

なかなか珍しいケースだと思うのですが、そういうことになれば、減免制度の対象は契約者、申請者、それぞれ手続されるということになるのでしょうか。

（環境）管理課長

あくまでも、し尿の収集手数料というのは、し尿をくみ取った行為に対する手数料という考え方ですので、そのくみ取ったときの収集の申請した者から手数料をいただくというふうにしております。

中島委員

これまで申請者と契約者が同一でないときに、減免制度についてきちんと説明して徴収していたのですか。

（環境）管理課長

当然、その辺は担当の方から説明した上で、徴収しております。

中島委員

ちょっと考えにくいですね。徴収するときに、「あなたは減免制度を受けていますか、あるいは減免の対象になりますか」ということで、契約者かどうかということを確認しながら毎回やっていたのでしょうか。

どちらにしても、今回のお話を聞いてみて大変疑問に思ったのですが、そういう料金の徴収の仕方が一般的かどうかということです。小樽市のし尿は、くみ取りを申請した者から徴収するとなっています。水道料金の方は、使用者から徴収すると、こういうふうになっております。ほかいろいろ調べてみましたが、くみ取りを依頼されたところからお金をもらおうと書いてあるところもほかの市ではありましたけれども、実態はし尿をくみ取ってもらった本人が軽減される対象だったら、徴収料金はそれが反映されるのが普通ではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

（環境）管理課長

し尿の場合は、例えば工事現場の仮設トイレとか、アパートで大家が一括して支払う場合とか、いろいろな場合がございまして、実際の使用している方と支払う方が違う場合がございまして、その辺を実際の支払いするべき方をどうするかということの中で、こういう申請した者から徴収するという文面になっていると理解しております。

中島委員

そんなことはどこでもよくあることですよ。水道料金を本人ではなくて、別の方が払ったりすることはあるのではないですか。そういうときに減免制度の対象であったか、でなかったからとかという話はあまり聞いたことがありません。常識的な対応ができるように、ぜひ一度御検討を願いたいと思います。

病院の医師数について

次、病院問題に移ります。

先日、新谷議員の代表質問に対して、山田市長は「新病院の規模、診療科目は秋ごろまでには最終決定したい」と、こういうふうに答弁されておりました。病床数468床、診療科目17科目、医師数54名に対し、見直すということは、さらに減らすということでしょうか。この見直しの中身について、最終決定の中身について説明してください。

総務部参事

新病院の規模、機能の見直しということでございますけれども、今、基本設計に入っておりますので、そういう見直しのリミットとありますが、そういう意味ではやはり秋ごろだというふうに考えております。今おっしゃった468床の医師数54名というのは、昨年11月末に見直して、12月に報告した最後の検討結果ということだと思っておりますけれども、この後、医師数は今日ちょっと資料が出ていますけれども、やはり患者動向が非常に大きな動きをしておりますので、その辺も見極めなければならないということがあると思います。当然、医師確保の動向もありますけれども、そういう意味でそう大きく、半分にするとか、そういう話はありませんけれども、今の動向を見極め

ながら、規模、機能を見直すとしたならば、やはり秋口までがリミットだろうということでございます。

中島委員

患者はどんどん減っているということですから、その減りぐあいに合わせて病院の規模も医師数も減らす方向だというふうに判断してよろしいのでしょうか。

総務部参事

そういう意味ではなくて、今日資料として要求されまして、出している中にございますけれども、平成19年度4月1日の医師というのは、47名の正職員の医師と嘱託1名ということで、47.7名というふうに書いてございます。新病院につきましては、よく読んでいただければわかると思うのですが、あくまでも昨年の変更時点での各診療科ごとに、実際にいる医師をベースにしまして、ここに増員が必要なかどうか、あるいは増員の可能性があるかどうか、そういうことを見極めて、54名を目指すという体制にしております。

実は今回、さきの市立病院調査特別委員会で示しております北海道に出している計画については、これは北海道の方から、実際に増員になるのかどうかということは別にしまして、これは全国なのですけれども、今の状況から医師を増員するという計画はだめという中で、実は今、北海道の方に出している計画は、新病院についても47.7名をベースにして計画を出しております。ですから、今、患者を減らしたから医師を減らすということではなくて、あくまでも例えば北海道の類似病院の100床当たりで換算した医師、これを468床に当てはめると、昨年の例ですけれども、恐らく昨年ですから一昨年の決算数値だと思っておりますけれども、56名ぐらいになるわけです。やはり医師が増えるということは、当然労働条件の改善にもなりますし、医師の生産性の向上といいますが、実際にそういうことも起きてきますので、患者が減ったから医師を減らすということではなくて、やはり新病院は、先ほど言いましたように、1人診療科の改善とかで54名を目指している。それに変わりはございません。

中島委員

そうおっしゃいますけれども、最初の新病院の基本構想で、78名で計画した医師数が、今おっしゃったように去年の12月の最終的には54名に縮小。このとき、病床数は493床から468床に減らしています。医師数は24名減少したのに、病床数は25床の減少なのです。医師の労働強化を改善したいとおっしゃいますけれども、病床数がそれに伴って減少していない状況では、もっとベッドを減らさなければ、医師の過重業務になるのではないですか。そういうお話とちょっと食い違うのではないかと思うのですけれども。

総務部参事

基本構想の医師数の関係ですけれども、基本構想を読んでいただいていると思いますのでわかると思いますが、今日のこの資料を見ていただければわかるように平成15年度までしかないですけれども、基本的に私が第二病院にいたときも、法定数といいますが、標準医師数を満たせないぐらいの医師数しかいなかったわけです。基本構想を読んでいたらわかりますけれども、現状の両病院の要員配置がもともと十分でないことは、実態調査からも明らかなので、部門ごとに平均的な要員配置に近づけるよう配慮すると、そういう計画をつくっております。これは病院システムというコンサルタント会社がベースをつくっておりますので、全国のいろいろな状況から勘案して、このときは493床ですけれども、その病院では正規の医師が62名、嘱託16名の78名、これぐらいがその平均的な要員だということで計画。ただ、この中で、今後、運営システムを部門ごとに構築する中で検討しなければならないということであっております。

その次の変更にかけては、精査・検討ということをやっています、その中では今、委員が御指摘のとおり、79名という数字を出しています。これにつきましては、これも精査・検討結果を読んでいただくとわかりますが、いわゆる類似の機能を持つ病院の平均医師数、これが68名としています。これは、全国の400床から499床の市町村立の病院が、100床当たり13.5名の医師が標準だということをベースにしております。このときは、ただ1次から新病院でやりますという中で、1次からやるときには何名が必要だろうということで、6名から8名の体制をするとい

うことで、8名をプラスしています。ただ、小児科については、これだけでは賄えないので、嘱託3名ということ想定しているわけですが、これについても、今後の検討委員会の中で検討しなければならないということ、ここで79名ということ計画にうたっております。これは平成16年の状況ですので、この先ほどの資料を見てもおわかりになると思いますけれども、実は平成16年4月は59.7名という医師がおりました。そういう中での見直しをやったわけです。ただ、そこから17年度、18年度と医師数は、研修制度の影響はもちろんありますが、こういう中で急激に減ってきてしまったわけです。当然この中では、変更といいますが、もう一回医師数から病床数を見直す必要があるだろうということの中で、昨年行った診療科ごとに、今の医師をベースにして、この診療科は増員ができるのか、この診療科はぜひ増員しないと市民の医療を提供できないということの一つずつ積み上げて、54名。ですから、1回目、2回目の78名、79名と今回目指した54名というのは、その考え方、その基礎が違っているということでございます。

ただ、先ほどの負荷になるのではないかとということですが、実は例えば17年49.7名の医師で診ていた入院患者は、両病院で538名診ていたわけです。非常に負荷がかかっていた時期だと思います。新病院は、今は47.7名、本当は50名以上目指していますけれども、47.7名で診て、入院患者数は424名になります。ですから、2人少ない人数ですが、538名を診ていたのが、424名で今のところは診ていますので、そういう中ではこの流れから見ても、医師1人当たりの負担は軽減される。ただし、47.7名よりも、1人でも2人でもやはり多くの医師を確保して、効率を上げて、生産性というのでしょうか、要するにきちんとした内容と整備された医療を提供していきたいというふうに考えてございます。

中島委員

既に、この資料の説明を一部いただいていますけれども、小樽病院と第二病院を合わせて、平成15年度から19年度にかけて、医師の減少は非常に著明だということがわかります。これについて、それぞれの病院の方で、法定基準数との関係で簡単に説明してください。

（樽病）総務課長

お示しました資料のとおり、平成15年度では法定基準数が45.4名に対しまして、4月1日現在の実人員は39名で、基準数より6.4名少ない状態です。これは、16年度もずっと同じような傾向がありましたけれども、17年度からは法定基準数40.4名に対しまして、実際の医師数が31名ということで大幅に、先ほども説明がありました臨床研修制度の関係もありますけれども、それらで9名ほど実人員が減っている、9.4名ということで、その差が広がっております。それが、19年度につきましては、法定基準数が27.6名、実人員が30名で、逆にそれまでの傾向から実際に2.4名と、法定基準数を若干上回るような数となっております。これは、実際には16年度から比べるとわかりますように、実人員は10名ほど減っております。ただ、これは医師が減った関係上、法定基準数というのは入院患者とか外来患者を基にして計算しますので、実際の医師が減った関係上、法定基準数も減っているという形から、現在のところは基準数を満たしている実人員がいるという状況になっております。

（二病）事務局次長

第二病院につきましては、平成15年度、法定基準数18.6名に対して17名ということで、このときは1.6名下回っておりましたが、16年度以降につきましては、すべて法定基準数を上回っております。19年度に至りましては、法定基準数15名に対して17.7名ということで、2.7名上回ってございます。法定基準数が若干下がってきていますのは、今、小樽病院の総務課長からも話がありましたように、入院患者数、外来患者数を基にして法定基準数が決まりますので、患者数が若干減ってきているという関係で、法定基準数も下回っているということが少なくなってきたということになります。

中島委員

法定基準数を上回ったからといって、決してうれしい評価ができない、患者数減のためだということですから、

そんなに喜んでいられる中身ではないと思うのです。2007年の4月17日、19日、20日に、北海道新聞が独自アンケートで、道内公立病院の医師派遣打切りの実態が掲載されています。回答した公立病院が139で、2006年度中に打切りがあったと答えたのは、37病院でした。打ち切られた医師数が87名で、一番多かったのが江別市立病院の15人、2番目が市立小樽病院10人と、こういう報道がされました。皆さんは読んだと思います。小樽病院では、このシリーズの中で、鈴木院長が登場します。そして、臨床研修制度についても出されておりましたが、道内106の自治体病院に限って見れば、2004年、2005年、この2年間で派遣医師が減った病院が全体の25パーセント、26か所だったのです。ところが、2006年は1年間で25か所の打切りがあった。つまり医師の引揚げは加速している、こういう状態です。そういう点では、非常にこの医師の数というのは深刻な状況だと思うのです。それは、だれもが感じているかと思います。

この同じ新聞報道で、こんなところではもう働けないと、退職した小樽病院の医師の例が出ておりました。こういう御意見を実際に言ったのかどうかわかりませんし、この中身が問題だと思います。こんなところで働けないと、この意味は、病院が古くてだめなのか、それ以外の意味なのか、こら辺について答弁をいただけるようでしたらお願いします。

（樽病）事務局長

私も今の記事は読みましたけれども、はっきり言ってそれがどういう意味なのか私どももわかりませんが、ただ、たまさかだと思いますけれども、私が平成15年に来て、16年から医師のいわゆる減少がずっと続いていまして、それともう一つは、それぞれの病院でさまざまな事情があって医師が撤退していく、医局全体で撤退していくという例もありますし、個人個人で撤退していく例もあります。そういった中で、実際、私もやめていく医師の何人かから聞きました。でも、それはいわゆる子供の養育の問題とか、住居の問題、自宅が例えば札幌にあるとか、ある程度年齢がいつてきたとか、そういった事情、もろもろのそれぞれ個々人の医師の事情もありますので、一概にこういうのが要因だということは言えないかと思います。少なくとも私どもの病院ではそう思っていますが、ただ一般的な話を最後言いますけれども、結局、医師が5人いるとして、1人やめる。そうすると、4人にそのやめた1人分の負担がかかっていく。もう1人やめると、今度2人分の負担が3人にかかっていくということで、連鎖的にやめるといった傾向が幾つかの病院で見られますので、そういった意味では、今いる医師に何とかいていただくというふうなことで、従前から市長も言っています、いわゆる労働環境の改善、そういったもの、それから診療環境の改善、こういったものにやはり気を使って、病院としてもやっていかなければならないのだろうというふうに思っております。

中島委員

そういう一般的な答え方をするから、解明したいのだと私は思うのです。こんなところでもう働けないと言っているのですから、どこが悪いのだということを中心に聞いて、対策を立てなければ、同じようにやめる方が続くのではないですか。一般論ではだめだと思うのです。どうして小樽病院、これから新しい病院をつくるという話が出ているときに、一緒に仕事をしようということにならないのか、具体的な問題として対策を立てる必要があるのではないかと思うのです。そういう点では、一般論で言って片づけているうちは、また同じようにさまざまな事情で病院をやめる医師が続く可能性はあるわけです。

最近、有力な医師が退職希望を出しているというお話を聞いておりますが、そこら辺の内部事情についてはお答えできますか。

（樽病）事務局長

私はまだ確定した話は聞いておりませんが、いずれにいたしましても、一般論で言いましたけれども、私どもの病院にもいろいろそういった問題があるという中で、そういったものに気をつけていかなければならないというふうに考えていますので、先ほどお答えしました。

それと、記事は読みましたけれども、実際その医師がだれなのかということは、ちょっと私はわかりません。

北野委員

財政問題について

時間が無いようですから、市長に財政問題で、第 1 回臨時会でも聞いたのですが、健全化計画で示された、私が指摘しているような選択をせざるを得ないと。これは国の責任が大きいというふうには私も理解するし、市長がそういう選択をせざるを得なかったことを理解した上で、次の点にお答えいただければと思います。

まず、一般会計の赤字14億円と病院の不良債権解消のために、退職手当債44億円、元利合わせて50億8,600万円が借金で賄われると、これが将来どうマイナスが出るのか。それから、赤字を解消するために借金をして、健全化と言えるのかという点が一つ。

それから、二つ目にお答えいただきたいのは、普通建設事業費が大幅に減少している。これで、市民に負担をかぶせる、あるいは地元企業、担税能力を低下させておいて、小樽の本当の財政の健全な発展が保証されるのかという点。

こういう二つを選択せざるを得ないという市長の気持ちはお伺いしましたからわかるのですが、こういう形で健全化計画が進められていった場合、今は想定されていないけれども、将来、小樽の財政運営に足かせとなる障害が出てくるのではないかと心配があるわけで、こういう点については、市長はどのようにお考えでしょうか。

市長

確かに、退職手当債導入につきましては、借金をするわけですから、もちろん残るわけですが、現状の小樽市の起債の残高でいきますと、毎年どんどん減っていっていますので、今より増えるということはないわけです。今、導入しているのは、何と言っても財政再建団体に陥らないような最善の方策として、やはりこれを受け入れざるを得ないわけですから、そういう意味ではいたし方ない措置ですが、一方でまた、先ほど言いましたように、全体として落ちていきますので、その部分ではちょっと安心感があるのですが、基本的には別に喜んでこれを導入しているわけではなくて、大変厳しい状況がまだ続くという、そういう見通しをひとつ持っていかなざるを得ないというふうには思っています。

北野委員

これは、私の見解は時間が無いから言いませんけれども、市長も私の見解には同意していないけれども、主張は理解していると思うので、例えば今度、国の所得税が地方税に振り替えられた、地方の財源を強化すると言われども、その一方では地方交付税は減らされるわけですから、だからこういう国のやり方をそのまま放置していれば、あれこれ理由をつけて、さらに地方財政が減らされる。だから、こういうことをやめさせることを、やはり真剣になって地方六団体とも協力してやらないと、市長は今の範囲で計画を立ててやっているけれども、平成24年度になってどんな事態になっているかというのは大変心配していますから、この点も念頭に置いて財政運営に当たっていただきたい。

廃棄物最終処分場の第 2 期工事について

それから最後ですが、初日にもお伺いしましたが、桃内の最終処分場の第 2 期工事に関して、平成12年に構造指針が変更になって、今回提案されている第 1 期工事の上にシートをかぶせる工事を 2 億円近くでやらざるを得ない、こういう説明だったわけですが、株式会社ドーコンの基本計画ではそういうふうになっているということですが、そういうふうにならざるを得ないというふうになっているのは、構造指針のどこに書かれていますか。

（環境）管理課長

平成12年に、当時の所管であります厚生省の方から示されております「廃棄物最終処分場の性能に関する指針」の中で、調整池の容量といたしまして、埋立地の底部に保有水が貯水されないように維持できる容量が確保されて

いることと義務づけられております。

北野委員

だから、要するに今まで認められたいわゆるその埋立地の中に汚水が多くなってもしようがないから、バルブを閉めて、調整池の方へ行かないようにした。それが今度は底の方にたまらないようにしなさいというだけの話でしょう。要するに埋立地の中に、浸透水がたまらないようにすればいいだけの話なのであります。方法は、2億円もかけてシートをかぶせることだけではないはずなのです。環境部に聞きますが、この構造指針の変更を受けて、どういう方法を考えて、ドーコンの基本計画に従うというふうになったのですか。経過を含めて詳しく説明してください。

（環境）管理課長

ドーコンの基本設計の中では、第2期工事の埋立地の整備後に、現在の浸出水処理施設を1日500トンの処理能力のままにして、最大貯留量というのを算出しました。これは、過去15年間の実際の降雨実績を基に算定したわけなのですが、その結果、最大貯留量といたしましては、2万33立方メートルという算出結果が出ております。現在、整備済みの貯水池というのが、1万7,500立方メートルということになっております。ただ、最大貯留量というのは、本当にぎりぎりの数字ですので、当然、調整池を増設あるいは新設するというふうになる場合には、多少余裕を見て整備しなければならないものですから、恐らく新築なり増設するという場合には、5,000立方メートルほどの容量の調整池の整備が必要かというふうに判断しております。

その場合に、どこに調整池を整備するかという場合に、小樽市の処分場の場合、自然の傾斜を利用した埋立処分場でございますので、当然、調整池も埋立地と最終的な水処理施設のその間に設置しなければならない、そういった条件の下で、適地がないかということで検討いたしました。その近辺がちょうど切替えて整備いたしました河川とか、管理用道路とか、そういった施設維持上、最低限必要な設備が既に整備されている箇所でもございまして、それにかわる増設する適地が、先ほど言いました埋立地と水処理施設の間地点にそういう適地がないという判断の下で、調整池の増設等ではなく、浸出水そのものを低減させる方法を検討したという状況でございます。

北野委員

だから、先ほど言ったように、構造指針が変わっても、ここの浸出水のとめるところを水がたまらないようにすればいいだけの話でしょう。だから、あなた方がいろいろ調査をした平成15年の、これまでの水位、降雨量、その他を計算しているというお話ですから、いわゆる調整池を、あと5,000立方メートルですか、大きくすればいいのだから、その方法はいろいろあるのです。私もあの地形は何回か見に行っているのですけれども、もう調整池を新たにつくれないというふうにおっしゃいましたけれども、これは新幹線が通るところだからでしょう。新幹線のルートになっているから、そこに調整池はつくられないというだけの話なのです。だから、この現在の調整池を、例えば礼文塚のし尿を貯留しているああいう形に、5,000立方メートルくらいならかさ上げすれば、基礎はもちろん強化しなければならないけれども、そういう方法でやれば、別に構造指針が変わったからといって、クリアできるのですか。何も2億円をかけて、近代的なマットか何か知らないけれども、それをわざわざかぶせる。そんな金のかかる方法を、何でドーコンの言いなりにやったのですか。そして、私が何回も言うように、第1期工事のところはいわゆる傾斜があるから、グレーダーなり、ブルドーザーで除雪するというのが難しかったら、その上の方の平らなところに持って行って、区域外の市有地に雪を置けばいいだけの話なのであります。そういうことと併用すれば、平成12年の構造指針の変更のポイントをいくらでもクリアできる。何でわざわざ金が最大にかかる方法を選んで、今回提案したのかというのは、私はわからないのです。市長にそういうことをる説明して、こういう方法しかないのだということを、あなた方がその他の方法を言わないで、市長の判断を誤らせたのではないか。

環境部次長

私も調整池を考えました。それで、例えば調整池の近くにかさ上げ、技術屋でないものですから、それによって

可能かという部分もいろいろな意見の中でやったのですけれども、当然、水の重さというのは1立方メートルで1トンという重さですから、単純にかさ上げしたら、それはできるものでないという話でございます。ですから、当然つくるのであれば、それなりの違う場所につくらなければならない。そうすると、経費も当然高くなる。それから、高速道路の予定地の部分でございますのでできない。そういう検討をした中で、1期の部分の完全遮水といたしますか、閉鎖工が今後やっていく上で、最良の方法だと。それから、当然ながら最終的に埋まった中で、そのベントナイト、そしてその上に土も盛りますので、長い中での部分ですけれども、最終仕上がりにもいい方法だろうということの中で、こういう判断をさせてもらったということでございます。

北野委員

この図面で言えば、赤いところが汚水の調整池になっているのです。これが1万7,500立方メートルですよ。ところが、この上に天井がないのです。雨が降ろうが、雪が降ろうが、ここの汚水が薄まるかもわからないけれども、どんどん増えるということに、何の手も打っていない。だから、どこから考えても、あなた方が本当にこの汚水を最小限に抑えて、処理能力を果たせるようにする努力をしているのだろうかということが、疑問なのです。ここを野ざらしにしているのですから。ところが、上の方へ行けば、2億円のマットを敷いて、いわゆる浸透水を半分に減らす。そういうことには熱心だけれども、既存の、雪が降ろうが雨が降ろうが、もうここのところはほうりっ放しと。一体何をやっているのだと。私が、この話をしたら、「これはちょっとおかしいのではないですか」と、「最大の努力をしているとは思われない」というふうに言っている業者の方もおられます。

だから、私たちは今お金がないのだから、この中でどうやって最大の効果を上げるかということをやっているときに、2億円だったら、仮に1万4,000平方メートルを除雪するとなれば、この間の環境部の答弁では200万円ぐらいかかったというふうに言っていますから、100年分ですよ。それかけてマットを敷いて、それは金をかければ最良の方法があるかもわからないけれども、お金をかけないでもっとやる方法があるのではないかというふうに思うのです。どうしてそういうことを、素人でも気づくことをやらないのですか。環境部次長は考えたけれども、水の重さは1トンあるからということだけれども、別に専門家に頼んで、試算してもらったわけでもないでしょう。次長の頭で考えて、だめだということをやったわけでしょう。建設部に頼んで試算させたのですか。いや、もしそういうことをやっているのであれば、その試算を出してください。金がない金がないと言っているときに、もう少しお金をかけない方法でできないかということ、どうしてとことん詰めないのですか。こういうお金の使い方は、私は納得できませんね。答弁をもらって、これでやめます。

環境部長

閉鎖工の関係でございますけれども、今、担当課長なり、次長の方からいろいろ説明しましたけれども、問題はごみ処理埋立地内から出てくる排水をいかに経済的に処理するかというのがポイントでございますので、今回の第2期計画に当たりまして、平成12年の施設、指針の変更に伴いまして、排水処理の能力等を検討した結果、現有の施設では足りない。その足りない部分をいかに補うかということで、いろいろな方法を検討した結果、今言った排水調整池を造成する方法と、それから今、ごみ処理区域内から出てくる排水を軽減する方法とを比較して、最終的には出てくる排水が少なくなる方法を採用したということでございます。これにつきましては、排水の量を軽減するということは、将来的な維持・管理、例えば水処理の部分の薬品費とか、電気代とか、そういう部分の軽減にもつながってまいりますので、今後とも長い目で見れば、経費の軽減につながっていくということでございます。

委員長

共産党の質疑を終結します。

市長は退席していただいて結構です。

自民党。

井川委員

女性の登用について

私の方から、まず、市民部にお尋ねします。

先般、北海道新聞に、男女共同参画白書というのが発表されまして、日本は女性の登用が非常に低いということ載っております。特に、議員は12か国中11位である。そして、国家公務員については、統計をとっている10か国中10位であると、最低であるということで、しかも働く割合というのは41.4パーセントで、諸外国とほぼ同水準であるということで、女性の進出がきわめて低いということなのですけれども、当市においては、どのような状態になっていますか。

（市民）男女平等参画課長

小樽市の女性の登用率について説明いたします。

小樽市の審議会、それから委員会なのですけれども、現在32.6パーセントになっておりまして、国の31.3パーセント、それから北海道の27.0パーセントを一応超えております。

それから、小樽市職員なのですけれども、平成18年4月で申し訳ないのですけれども、管理職93名中3名、道内における人口10万人以上の10市から見ますと、6番目ということになっております。

それから、小学校の校長、教頭の数でございますけれども、平成19年4月には校長27名中3名、11.1パーセントでございます。それから、教頭が27名中2名、7.4パーセント、ちょっと低い数字かと思えます。

それから町会長を調べてみました。平成19年6月でございますけれども、会長が154名中7名おります。北見市、江別市、釧路市、帯広市を調べてみましたら、調査した中では2番目となっております。

それから、議員数でございますけれども、平成19年4月、28名中6名と、21.4パーセント。現在10市では3番目となっております。

井川委員

議員の数字は非常に高いですね。それから審議会ですね。市の職員、いつも私は見ているのですけれども、女性が非常に少ないです。ですから、例えば何人が部長がいたら、1人ぐらい部長が女性であっても私はいいいのではないかと思います。市長がちょっといらっしゃいませんけれども、私が、女性ですからそう言うわけではないのですけれども、女性がいなくて大変残念だと。実は私が、一番最初に質問させていただいたときに、女性の校長がゼロだったのです。それで、私は石田前教育長にお尋ねしました。男性が足を引っ張って、女性に校長をさせないのではないかとということで大分苦言を呈したのですけれども、2年ぐらいしてからですか、3名になって、次、4名になって、今だんだん増えていっている状態で、大変いい結果で、やはりこれは私ども女性がどんどん言っていかなければだめな部分かという気がするのですけれども、これは全国割合から見たら、小樽はまだいいのかなという部分も聞いてちょっと安心しました。

これについて、何か感想というか、これから今後どのようにして女性の登用を増やしていくかということで、御意見があったらお願いします。

（市民）男女平等参画課長

校長とか教頭はちょっとあれなのですけれども、市議会とか委員会につきまして、男女平等参画計画というのがありまして、登用率40パーセントを目指してございます。そういうことにおきまして各部署に女性の登用を促進するように要請していきたいと思っております。

それからまた、企業などにも女性の登用については、女性が能力を発揮して活躍できる企業を取材しまして、男女平等参画情報誌「ぱるねっと」というのがありますけれども、それに掲載しまして、周知啓発に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

井川委員

私は、直接、安倍総理に会って、これからは女性の時代だよと。女性の人口は、小樽ももちろん半分以上いますから。そして、できるだけ女性をたくさん登用したい。そして、女性というのは、本当にうそをつかない、まじめで一生懸命働く、悪いこともしないということで、直接私は安倍総理からそういうお話をお伺いして、なるほどと思っただけだったので、ひとつよろしくをお願いします。

生活保護受給者について

次に、生活保護受給者のことについてお尋ねします。

生活保護受給者の年代別の割合がわかりましたら教えてください。

（福祉）鉢呂主幹

年代別保護世帯数ということなのですが、通常はこういう形での調査は行っておりません。ただ、ちょっと古いものなのですが、平成18年3月に、世帯主の年代別の資料があったということで、この古い資料で答えさせていただきますと思います。件数につきましては、保護世帯数については若干増えておりますので、割合ということで、答えさせていただきますと思います。まず、20代以下は3.1パーセント、30代は8.7パーセント、40代は9.7パーセント、50代は、ちょっと増えまして21.3パーセント、60代は23.8パーセント、70歳以上につきましては33.4パーセントというふうになってございます。

井川委員

これを見ますと、若い層の生活保護の受給者が大変少ないということで、ちょっと安心はしているのですが、例えば保護世帯に、受給者について調査とか指導とかがありますよね。その部分について、どのような調査をしていますか。例えば、月に何回どういうふうに行くとか、あるいは適当かどうかということをお尋ねするためには、どのような調査をしているかということをお尋ねしたいと思います。

（福祉）鉢呂主幹

保護世帯に対する調査でございますが、まず保護の申請のときの調査、それと保護開始後の調査ということで、大きく二つという形になっています。

今、御質問の方は、保護開始後ということでとらえてよろしいかと思っておりますので、その部分について答えさせていただきますと思います。保護開始後につきましては、その世帯の家族構成であるとか、世帯主、世帯の稼働能力の関係であるとか、そういう世帯の状況を実態に応じまして毎月訪問する世帯がある、あるいは2か月に1回訪問する世帯、6か月に1回、12か月に1回というふうに、それぞれ区分を設けて、その世帯について、その区分に応じて世帯主の訪問調査を行っているということです。

井川委員

先ほどパーセンテージを聞きましたのですが、50代、60代、70代が非常に多いのですが、この中で例えば病気で働けない、そういう方が何パーセントぐらいいますか。

（福祉）鉢呂主幹

済みません。年代別ではちょっと押さえていないのですが、具体的に世帯別の働いていない世帯ということ、傷病者世帯ということでは約800世帯ということで、働けない世帯というふうにとらえています。

井川委員

まず、なぜこのような質問をするかということですが、今、年金者の生活が非常に苦しくなっています。例えば今回は非常に税金が上がったとか、あるいは介護保険がちょっと上がって非常に暮らしにくくなっているということが、生活保護受給者に対する目が非常に厳しくなっているというか、一生懸命働いて年金をもらっている人よりも、何となく生活保護受給者の方が楽に暮らしているという、そういう御意見が私のところに非常に多く来ております。そんな部分で、世間の、一般市民の見る目が非常に厳しくなっています。ですから、私は生

活保護受給者にこういうものを差し上げてはいけないとかそういうことではなく、最低生活をする権利がありますから当然のことなのですけれども、やはり近所にいる一般市民が見ていて、例えば車を持ってはいけないというのに車を持っているとか、そういう違反のことが一々私の方に報告があるのです。けれども、やはりいろいろな事情があって、それはそれなりに私も受け止めておりましたけれども、頻繁にこういう御意見が寄せられているのですけれども、市の方にはこういう御意見とかというのは寄せられていることがないでしょうか。

（福祉）相談室長

市では、生活保護世帯に対しての苦情は、相談室で承っております。苦情は相談室の方に、かなりあります。

井川委員

かなりあるということは、例えばどのようなことが多いのか。例えば、やはりそういう不正受給と言ったらちょっと言葉が悪いですが、不正受給ではないと、何らかの理由で皆さんきちんと調査をしているはずですから、不正受給ということはないのですけれども、そろそろもう受給を差しとめてもいいかなという人でも、まだいただいているのではないだろうかという市民の非常に厳しい目があって、私どもの方にも問い合わせが来るのですけれども、それは市の方で査定するものですから、私もそういうことは市の方に直接申し上げてくださいということはあるのですけれども、なかなか一般市民の方は厳しい見方をしているので、きっと市の方にもそういう厳しい意見が行っているのではないかとということで、今、私は質問したのですけれども、そういう意見はないのですか。

（福祉）相談室長

市の方には、電話とかで問い合わせがあるので、その内容につきましては、相談室の方で受けまして、その内容をすべて保護課の担当の査察指導員を通じまして内容を調査した上で、内容をすべて書いてもらいまして、その結果を部長まで決裁しております。結果は、それぞれの担当のケースワーカーなり、指導員の方で指導してもらうようにしております。

井川委員

それとも一つですけれども、近年、転入してきた方で受給されている方は、どのくらいいますか。

（福祉）鉢呂主幹

平成18年度でございますが、札幌市からの転入については、9世帯というふうになっております。ちなみに、札幌市へ転出していったのは、19世帯ということで押さえております。

井川委員

あまり生活保護受給世帯の方に転入していただきたくないというのが本心でございます。札幌へ行った方が多いということを知って、安心いたしました。

大変少ない職員で、これは大変な御苦労だと思うのです。けれども、やはり市民の目が厳しいだけに、「これは私たちの税金だよ」という市民の見方が大変厳しいだけに、これは公平にして、市民が納得するような受給の仕方をしていただきたいということを希望したいのですけれども、その辺よろしく願いできますか。

福祉部長

今後、受給者というのは、特に今、小樽にとっても、経済状況が大変厳しいということがありますので、先ほど答弁しましたように、圧倒的にやはり高齢者世帯が多くなってきている。このカーブをずいぶん押し上げている、そういう部分なのです。やはり高齢者の皆さんは就業しているのですけれども、高齢になるとやはり働くことが、いわゆる稼働先から就労を高齢になったのでやめてくださいとかということで、やめるケースも多々あるのです。ですから、今まで年金収入とやはり稼働収入で何とか自立した生活をしていたのですけれども、収入が絶たれると、わずかな年金だけになる。そうすると、1人でも生活を支えることができないということで、やはり保護になるケースも大変最近のケースとしては多いわけなのです。それと、高齢者以外の部分でも、やはりこれは生活保護の最大の二つ、経済的に生活困窮する世帯を支えるということが一つありますし、もう一つは特に高齢者の方は、自立

した生活というのは、できるケースが多いのですけれども、それ以外の世帯では、やはり自立を支援するということもきちんとした生活を私たちも指導をして、自立した生活ができるようにすると、こういう大きな二つの目標がありますので、保護世帯の方々の、やはり人間ですので一人一人、いろいろな状況、ケースがございます。そういった点では、やはり困難ケースもありますし、比較的指導を受け入れやすいケースもありますし、ですから今、そういうことで件数はどんどん増えていきますけれども、度合いに応じて調査して指導をするケースを同一にしたりとか、比較的緩やかでいいとか、そういうメリハリをつけながらケースワーカーも一生懸命仕事に当たっているということがございますので、よろしく願いいたします。

井川委員

平成19年度は、自然増を見込んでちょっと多目にしております。小樽市の財政を非常に大きく左右している部分ですので、ぜひ1人でも就職させて、生活保護受給者を減らしていくような努力をしていただきたいと思います。

小樽駅前の歩道橋について

次に、建設部にお尋ねします。

第3ビルをいよいよ壊すということが新聞に出ておりましたけれども、あそこに歩道橋がございます。私も何回か委員会でやったけれども、これは北海道のもので、市のものではないからという冷たい答弁で、なかなかわかりましたとはならなかったのですけれども、このたびあそこを壊すことによって、私は、もうあの歩道橋の役目は終わったと思うのです。私のところに全国からいろいろな方が来られて、特に観光にいらした方に、小樽駅において写真を撮ろうと思うのです、あそこは非常にいい場所なのです。真っすぐ撮ると、ちょうど海があって、船が写って、第3ビルのところ、ちょうど小樽駅から真っすぐの写真を撮るいい場所なのですけれども、その部分に歩道橋が写るというのです。それで、「井川、これはだめだよ」と、「あそこは何とか撤去しなさい」ということで、何回も東京とか、大阪だとか、そういう地方の方から御意見をいただいております。ですから、何回か私も委員会でやったのですけれども、これは市のものではない、北海道のものだということで、大変難しい撤去作業だと思っておりますけれども、このたび第3ビルを壊すことによって、それは撤去するような方向に持っていったらえるのでしょうか。

（建設）まちづくり推進室主幹

駅前の歩道橋の撤去についてでございますが、過去に撤去についていろいろ議論をした経緯がございます。市のものではないから撤去できないということではなくて、あの歩道橋は、経緯として第1ビル、第2ビル、第3ビルを結ぶ連絡橋としてつくられたものだということで、中央通を拡幅した後に、やはり同じように小樽駅をおりたときに海が見えないということで、市の方にも何件か苦情といたしますが、そういう意見が寄せられた経緯がありまして、何とか撤去できないかということで動いた経緯があります。その中では、御存じかと思うのですけれども、第3ビルの中にありました旧国際ホテルが営業不振のために撤退をしまして、その上、歩道橋を取られた場合には、第3ビルの中にある商店街の方たちも、なかなか商売がうまくいかない、死活問題になるということで、所有者の方たちの理解が得られなくて、なかなか撤去できなかったという、こんな経緯で残っていたということでございます。

お話にありましたように、第3ビルの計画が具体的に動き出しましたので、昨年の10月から11月にかけて、歩道橋に関係する町会の方たちや商店街の方たちを対象といたしまして、撤去に向けての意見交換会というのを開催いたしまして、その中では撤去に向けて反対という意見がございませんでしたので、これらの結果、経過について、公安委員会、小樽警察署の方にも報告をしてきた経緯があります。小樽警察署の方も、歩道橋の下に横断歩道がありますので、一定程度、歩道橋の撤去については理解をいただきました。そういう中で、一定の条件がそろいましたので、今お話がありました道路管理者の北海道の方に、こういったことで条件がそろったのでということで、撤去に向けて何とかお願いしたいということで、現在、小樽市と北海道の間で撤去に向けた協議を進めているというところでございます。

井川委員

ぜひ進めて、美観を損なわないような小樽のまちにしていきたいということと、一つお願いがございます。今、非常に新幹線がブームになって、南小樽駅の鉄橋の下に、すばらしい絵がかかって、列車に乗る人は、「ああ、すばらしい、こんな新幹線ができるのだ、夢みたいだ」という話はするのですけれども、一般の人は列車に乗らなければあれは見えないのです。けれども、市庁舎にも横断幕もかかっていない。ところが、倶知安町や長万部町へ行くと、非常に新幹線誘致への熱が高くて、看板が出ていて、小樽はちょっと寂しい感じで、小樽の人は新幹線に興味を持っていないのではないだろうかと言われるぐらい、非常に寂しい感じがするのです。ところが、中央バスのどこかにちょこっとかけてあるみたいなのですけれども、それを歩道橋を撤去するまで、あの一番いい場所、小樽駅をおりたらぱっと新幹線が見える、あそこへちょっと幕をお願いして、「新幹線早期実現」というのか、そのようなものをかけられたらということなのですけれども、それは無理でしょうか。

（総務）企画政策室長

ちょっと私どもからお答えするのもどうなのかも思うのですけれども、委員も御承知のとおり、昨年ですか、南小樽駅の橋げたのところに一つつけました。実は、一般市民の目に触れるようにということでは、小樽駅前にも看板が一つあります。それから、あまり目立たないのですけれども、この市庁舎新館の角に大分前から張ってあります。それで、南小樽駅にあるのは、昨年立ち上げました小樽期成会が張りました。それから、小樽駅前にあるのは、後志・小樽期成会で張ってあるものです。

ただ、御承知のとおり、これから今年、来年にかけて、札幌延伸の大きな動きが出てくるものですから、いろいろな形で市民にもアピールしていかなければならないと思います。実は、小樽市のホームページにも、新幹線の動きということで一つ、文はつくっているのですけれども、これから市民の方々にいろいろな形で全市的な盛り上がりをつくっていかなければならないということ、そういった立場もありますので、後志小樽期成会も含めて、そのあたりの方法は検討していきたいというふうに思っております。

山田委員

それでは、私の方から、大きく３項目ぐらいに分けてお聞きしたいと思います。

小樽在住外国人に関連して

今週火曜日に、ロシア船からエアガンが押収されて容疑者が逮捕される、こういうような事件がございました。また、本市を取り巻く環境でも、外国人の姿を見ない日はないと思います。また、駅前留学のうたい文句でおなじみの語学教室などで教べんを振るっている教師など、小樽に居住している外国人に関連してお聞きします。

総務費委託金123万3,000円、この外国人登録事務費、この業務内容についてまずお聞きしたいと思います。

（市民）戸籍住民課長

外国人登録事務の業務内容ということでの御質問でございますが、最初に外国人登録事務は、国の法定受託事務として、国から事務処理にかかわる経費を交付していただいて事務処理をしているといった業務でございまして、その業務内容は、外国人登録法という法律に基づきまして、本市に滞在している外国人の方々の居住関係並びに身分関係を公正に管理すると、こういった大きな目的に基づいて事務処理がなされております。

具体的に申し上げますと、新規の登録申請、登録証明書の交付、破損、き損に伴う引換交付、それから居住地の変更等の登録事務、そういった細かい事務事業ですが、これらをいわゆる登録管理システムというコンピュータシステムで管理をしているといった経費、また、それから法務省の東京入国管理局とのいわゆる連絡等を含めたそういった業務内容でございます。

山田委員

それでは、ちょっと観点を変えてお聞きします。本市の外国人の登録数、またここ四、五年の推移、また本市の

行政の役割としての取組、そこら辺について、わかりやすくお聞きしたいと思います。

（市民）戸籍住民課長

本市の外国人の登録者数ということでございますが、まず今年の 5 月末現在の状況は 451 人となっております。

ここ四、五年、いわゆる 5 年の経過で申し上げますと、平成 14 年が 329 人、平成 15 年が 365 人、平成 16 年が 357 人、平成 17 年が 397 人、平成 18 年が 426 人ということで、ここ 3 年間の経過を含めて、これは各年末でございますけれども、やや増加傾向にあるという状況になっております。

国別で申し上げますと、中国籍の方が多いところでございまして、次に、韓国籍、朝鮮籍、ロシア籍、パキスタン籍、アメリカ籍という、そういった状況が本市の外国人登録の状況でございます。

それで、小樽市の外国人の方々への取組というお話でございますが、市民部の立場から申し上げますと、まず少なくとも行政サービスとして行っております外国人登録事務に当たって、やはり新規に来られる外国人の方々、今おっしゃいましたように国際結婚をする方もいるかと思うのですが、そういう方々の行政サービスに関する状況を見ますと、多くがコミュニケーションの問題というのが一番重要でございまして、日本人の同行があったり、又は会社関係であれば、その従業員の方の支援があったりなど、そこら辺の行政サービス等については、おおむねスムーズにしているという状況がある意味でとられておりますし、また、全市的に見ると、これは市民レベルでいろいろなボランティア活動を含めた、または文化交流等もやられていると聞いておりますので、少なくとも小樽市では新規に登録された外国人の方が困らないように、行政サービスも上手に受けられるように、窓口では質問のあったことについては懇切丁寧に、できるだけわかりやすく説明をして対応しているところでございます。

山田委員

そうしたら、ちょっとそこら辺でお聞きしますけれども、そういう通訳、言葉の壁というのはクリアされているということによろしいんですね。

（市民）戸籍住民課長

すべて完璧とはいかないことは、担当の職員からは聞いております。確かに身ぶりの部分もあるというようなことも聞いておりますけれども、大概が日本人又は支援をする日本人が同行している、又は御本人が片言の日本語を含めて話合いをするということで、まず大きな問題もなく今のところはできているというふうに思います。

山田委員

そういうふうが増えてきているということでお聞きしましたが、問題がないわけではないと思うので、防犯体制のみについて、何か問題点はありますか。

（市民）戸籍住民課長

防犯ということで、犯罪防止だとかという意味だと思うのですが、御存じのように、今年の 4 月 1 日から、「小樽市安全で安心なまちをつくる条例」を施行いたしました。市民部も、当然これを所管する立場でありますので、ある意味では市内に在住する外国人、これはもちろん日本国籍である一般の市内在住者を含め、また、この条例では一時滞在者、観光者も含めてでございますけれども、犯罪、それから交通事故等を含めた取組について実施しなければならぬとされておりますので、現在、庁内の関係部局等も含めて、犯罪又は交通事故、それから観光客を大体視野に入れました防災対策等の作業に現在かかっているということになっております。

山田委員

先般モロシア人の運転者による痛ましい事故もありましたので、ぜひともそういう面では防災・防犯対策、十分に施行されることを望みます。

墓地費について

それでは、質問を変えます。衛生費の方から、墓地費に関連してちょっとお聞きします。

墓地環境美化整備等委託料、また、墓地内施設等整備事業費、ともに 700 万円ということで計上されております。

本市の葬斎場に関しては、設備も整い、業務を遂行される職員の能力も高く、本市においては、なくてはならない存在だと思っております。また、付随する環境もよいと認識していますが、その委託費、事業費についてどのようにされているのか、事例を含め、お聞かせ願いたいと思います。

（市民）戸籍住民課長

ただいまの御質問の墓地費の関係でございますが、まず、墓地環境美化整備等委託料の700万円の具体的な中身についてでございますけれども、市内にある14か所の墓地内の除草、いわゆる草刈り作業をするのに、700万円のうち290万円の委託料、それから同じく墓地内のごみ収集、又はその搬出にかかわる作業として90万円、それからこれは毎年ですけれども、お盆の期間中のいわゆる警備、交通整理といったことの委託で100万円、それから14か所の墓地の、お盆が終わった後の供物等の清掃作業等の委託で100万円、大きいものと言うと、この辺の委託料が大体700万円の経費の中心を占めるという、そういった委託経費でございます。

次に、墓地内施設等整備事業費についての御質問がございました。同じく700万円でございますが、墓地内の施設等整備事業費については、市内14か所の墓地、いろいろと道路、側溝、暗きょ等を含めて、順次、毎年必ず予算をつけてやってきて、今日まで進んできております。昨年度も中央墓地を含めた3か所の道路舗装、それから排水、暗きょ等の整備を実施しました。今年度は、700万円は一応高島墓地に大きな通路があるのですが、大きく言うと、私も現地を見ましたけれども、4本ほど大きな道路があるのですが、その2か所はもう舗装が大体終わっているのですが、もう2か所、大きな道路がまだ舗装されていないというところがございますので、この道路の舗装に今年度は700万円の予算を計上しているということでございます。

山田委員

清掃費について

それに関連して、清掃費についてお聞きしてまいります。集団資源回収事業費は、2,700万円計上されております。まず、この点について、どのような団体がいて、どのくらいの資源回収量なのか、まずこの点についてお聞かせ願いたいと思います。

（環境）廃棄物対策課長

集団資源回収における平成18年度の実施団体数と収集量でございますけれども、集団資源回収実施団体数は307団体で、資源回収量は3,781トンとなっております。

山田委員

私も、一般質問の方で、こういうようなりサイクルに関連してごみ、またこういうような啓発事業についてお聞きしました。

そこで、この平成19年度の予算の中で、ごみ減量等市民啓発事業費、こちら200万円ございますが、この内容についてお聞かせ願いたいと思います。

（環境）廃棄物対策課長

平成19年度啓発事業200万円の内訳でございますけれども、収集カレンダー、毎年つくるものでございますが、これを7万7,700部、来年に向けて今年度つくらなければなりませんので、それで142万8,000円となっております。予算の71.4パーセントを占めてございます。そのほか、郵送費関係が19万5,000円、啓発用のチラシ用紙等の購入で26万3,000円、フリーマーケットの会場使用料で11万4,000円、計200万円となっております。

山田委員

今、フリーマーケットということでお聞きしましたけれども、これはどちらでやっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

（環境）廃棄物対策課長

このフリーマーケットは、小樽市民フリーマーケットの会ということで、年4回ないし5回、産業会館を中心に、

市内のフリーマーケット団体をまとめて一括して行っている団体がありまして、私どもの方では減量に役立つ会ということで、産業会館で使用料がかかる部分を助成してございます。

山田委員

資源物分別収集事業費について

それでは、またこの予算書の中で、資源物分別収集事業費、こちらの方も結構な金額でございます。この収集経費についてお聞かせ願いたいと思います。

（環境）廃棄物対策課長

資源物分別収集全体事業費としまして、1億4,250万円計上してございますが、御質問のありました平成19年度の収集経費予定額でございますが、1億2,263万6,000円となっております。最初に支出の収集経費の内訳を見ますと、缶類の収集委託で3,546万円、紙類の収集委託で4,513万4,000円、プラ類の収集委託で3,881万2,000円、そのほか冬期収集困難地区対策として323万円を計上してございます。

次に、19年度の資源物の収集予定量でございますが、種類別に申しますと、缶類で1,540トン、紙類で4,120トン、プラ類は2,010トン、計7,670トンとなっております。

山田委員

経費ということですから、これだけお金がかかるということで押さえておいてよろしいということですよ。これ、逆に予算書の方から関連して、例えば鉄くず売却収入、今年度は4,463万円、平成17年度実績でいくと2,816万円何がしでございます。この予算の根拠を直近3年ぐらいで、お聞かせ願いたいと思います。

（環境）廃棄物対策課長

ただいま御質問のありました鉄くず等売払い収入といいますのは、路線から収集しました資源物を売却して得た収入でございます。

この二、三年の状況になりますと、平成16年度はまだ有料化が実施されていない時点で、収集品目も少なかった関係上、265トン売却しまして、656万9,000円という状況でございました。17年度の家ごみ減量化・有料化の中で、資源物の収集品目を12品目に増やし、その中で資源物と、有価となるものを売っていったわけですが、そのことでその量が大幅に伸びまして4,973トン、売却価格も2,816万3,000円となっております。18年度、さらに量が伸びまして、売却が5,132トン、売却価格も伸びまして、4,192万6,000円となっております。

その中で、19年度予算の根拠でございますけれども、19年度は4,507トンの売却を予定してございます。また、売払い価格は4,463万6,000円を見込んでおります。これにつきましては、18年度に比較して、この売却量が665トンほど落ちておりますけれども、この理由は、今まですべて有価で売却しておりましたが、ペットボトルの一部と紙製容器包装を指定法人ルートへ回すことから、この売却量が下がったものでございます。逆に、売上げの売却価格の方は270万円ほど増えてございますが、これは何かといいますと、トン数は落ちていますが、最近の高値の市況を反映して、増額を見込んだものでございます。

山田委員

いろいろお聞きしましたが、私個人的には、こういうような事業費と売却収入が、収支とんとんになればいいのかなと思ひまして、質問をさせていただきました。実際、こういうような鉄くず、紙を含めてお聞きする上では、赤字ということで押さえておいてよろしいでしょうか。

（環境）廃棄物対策課長

この売却価格でございますが、実際は収集経費のほかに、リサイクルプラザにおきます資源化費用というものがかかってございまして、これは北しりべし廃棄物処理広域連合への負担金という中で組み込まれております。そのほかに、私どもで独自に処理している費用等がございますので、あくまでもここで言う4,000万円近い収入というのは、私どもの資源収集ないしは処理経費の一部ということで、これをお考えいただきたいと思います。

山田委員

それでは、この項最後に、私は、一般質問でも聞きましたが、再度このリサイクル化について課題が何かありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

（環境）廃棄物対策課長

今後の資源化の課題と申しますか、その辺の御質問かと思いますが、現在、資源物の収集品目は12品目となっております。全道レベルの中でもかなり品目数は高い方となっております。また、4月から北しりべし広域クリーンセンターで資源化処理も行われることになりましたことから、今まで市内で分散して処理を行ってきたこの資源化処理も、今、一元化しての処理となりまして、この辺も私どもとしては資源化が効率よく進んでいるものと考えてございます。

そういう状況から、今後の課題としてやはり残るのは、ごみと資源物のこの分別啓発にはまだまだ力を入れて、収集量の増大を図らなければならない、これが1点でございます。

それから、もう一つは、なかなかこの排出マナーというルールがございまして、それらがよく守られておらず、プラスチック製容器包装などについては、異物や汚れが残っていると、資源物にはならない。そういうことでは、出すときに、すすぐなどして異物の汚れを取り除いて出していただくよう周知しなければならない。このようなことに私たちが力を入れることで資源化を推進していくことが、当面の課題と考えてございます。

山田委員

まさにそういうような推進策を押し進めていただければと思います。

狂犬病予防対策費について

それでは、最後の質問項目です。

保健所の方に二、三お聞きします。環境衛生費、狂犬病予防対策費が380万円計上されております。直近、四、五年でいいので、この特徴、時代の推移とともに、この中のモラルの変化とか、し好の変化が挙げられると思いますが、その特徴と年数においての数についてお聞かせ願いたいと思います。

（保健所）生活衛生課長

狂犬病対策費は、一応犬にかかわる業務に係る費用を見込んでおまして、狂犬病予防法による業務又は畜犬取締り及び野犬掃とう条例にかかわる費用で、また動物の愛護・管理に関する業務がここに充てられております。

今、お尋ねの件で、その中での業務の推移というふうな中で特徴的な部分、これは一応登録数やなんかにつきましては、この5年ほどを見ますと、大体500から600程度、平成14年に512、平成15年474、平成16年564、平成17年541、平成18年628、少しずつ増加している傾向にあります。これは、飼養の頭数が上がっているのかと思われます。

それから、一番特徴的なのは、処分数とそれから苦情の件数になるかと思いますが、モラルの普及啓発等に努めてまいりましたけれども、苦情件数につきましては、10年ほど前は200件を超える件数がございましたけれども、この5年ほどを見ますと、平成14年120件、平成15年135件、平成16年157件、平成17年148件、平成18年は121件と、大体百二、三十件ぐらいのところまで下降している傾向でございます。

それから、処分につきましても、保健所で、なるべく飼い主を捜しております。それでももらい手がない、また、病気や何かで助けようがないような犬について、処分を行います。この頭数が、平成14年が41頭、平成15年が56頭、平成16年が43頭、平成17年が9頭、平成18年が11頭で平成14年から比べましても、この二、三年はかなり減ったような状況でございます。

山田委員

そういったような今後、団塊の世代なんかで、一般質問でも犬を飼う方が増えるということで、私もこの飼い主のマナーということで心配をしております。

犬猫焼却代金について

それでは、犬猫焼却代金の諸収入の方からお聞きいたします。183万円、まず、この焼却施設と昨年焼却された犬、猫の数、先ほども少なくなっているということでしたが、お聞かせ願いたいと思います。

（保健所）生活衛生課長

焼却施設の関係なのですけれども、ペットを火葬する焼却炉は、長橋1丁目の小樽市犬管理所に設置されております。小動物の焼却炉がございまして、亡くなったペットの火葬を希望する方に、有料ですけれども御利用いただいております。

過去3年間の犬猫の焼却数なのですけれども、これはペット、多く飼っていれば、やはりそれだけ多く亡くなる部分もございまして。それほど件数としては変わりませんけれども、平成16年が、犬が324頭、猫が333匹、合計657件でございまして。平成17年度は、犬が292頭、猫が369匹、合計661件でございまして。18年度は、犬が290頭、猫が321匹、合計611件でございまして。

山田委員

私のところにも、犬のマナーが悪いということで、よく苦情の話が、また、私も車に乗っているものですから、私はひかないのですが、ひかれた猫を見て、よく保健所にまず電話をかけて、保健所の方では、「うちではないよ、これは廃棄物事業所の方になります」と言われます。それでまた、廃棄物事業所の方に電話をかけますが、私はできれば一回で用事が済むように、いろいろ行政の中でもワンストップ化ということで、もう少し保健所の対応を何とかできないかという気がするのですが、その点について何かお考えがありましたら、お願いします。

（保健所）生活衛生課長

保健所に、道路等で動物が死んでいるということの連絡がございまして、こちらで内容をお聞きして、担当部局といえますか、廃棄物事業所の方に連絡するようになっております。もし、今、委員がおっしゃったような、保健所の方で違うというようなことがございましたら、本当にその部分、申しわけございませんでした。

道路などで死んでいる動物の場合には、廃棄物事業所で現場に回収に行っております。保健所の方に、休日であっても連絡がありましたら、私どもの方で担当の部署に必ず連絡する、そういうような形で適切に処理してまいります。

あと、今後なのですけれども、動物の死体の処理方法とか処理の連絡先について環境部と関係部局の方と協議しまして、機会をとらえているいろいろな形で周知していく、このようなことも検討してまいりたいと思います。

山田委員

本当に亡くなった犬猫に関して言えば、市職員の方々も、かわいい家族として飼っている方はいっぱいいると思うのです。その家族を廃棄物として扱われる、ちょっと悲しいような気分にはなると思うのです。一般質問ではこのペット条例についてもお聞きして、まだまだ精査しなければならないということで答弁もいただきました。この点については、この機が熟した時点で再度、また質問をしていきたいと思っております。

委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。